

平成19年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

平成20年5月
農林水産省

平成19年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、別添のとおり公表する。

なお、本公表内容は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき公表するものである。

(別添)

「農林水産省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況」

I	評価対象政策の一覧	1
1	事前評価	1
2	事後評価	3
II	評価対象政策の個表	8
1	事前評価	8
2	事後評価	20

農林水産省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

I 評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 19 年度に新規着工・新規地区採択を要求している公共事業の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を公表

① 農業農村整備事業等（平成 19 年 8 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助) <1地区>
2	農業生産法人等育成緊急整備事業(補助) <1地区>
3	農地海岸事業(補助) <2地区>

② 水産基盤整備事業等（平成 19 年 8 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	直轄特定漁港漁場整備事業(直轄) <1地区>

(2) 平成 20 年度に新規着工・新規地区採択を要求している公共事業の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を公表

① 国営土地改良事業等（平成 19 年 8 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄) <7地区>
2	国営農地再編整備事業(直轄) <2地区>
3	国営総合農地防災事業(直轄) <2地区>
4	独立行政法人緑資源機構営事業(機構) <1地区>

② 直轄地すべり防止事業等（平成 19 年 8 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	直轄地すべり防止事業(直轄) <1地区>
2	特定中山間保全整備事業(機構) <1地区>

③ 農業農村整備事業等補助事業（平成 20 年 3 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助) <8地区>
2	経営体育成基盤整備事業(補助) <36地区>
3	畑地帯総合整備事業(補助) <25地区>
4	中山間総合整備事業(補助) <13地区>
5	農道整備事業(補助) <9地区>

6	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(補助) <6地区>
7	農業集落排水事業(補助) <7地区>
8	農村振興総合整備事業(補助) <1地区>
9	農地防災事業(補助) <19地区>
10	地すべり対策事業(補助) <10地区>
11	海岸保全施設整備事業(補助) <1地区>
12	草地畜産基盤整備事業(補助) <15地区>

④ 国有林直轄治山事業等 (平成 20 年 3 月 31 日に公表)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業(直轄) <1地区>
2	森林環境保全整備事業(直轄) <12地区>
3	水源林造成事業(独立行政法人事業) <6地区>
4	民有林補助治山事業(補助) <1地区>
5	森林環境保全整備事業(補助) <19地区>
6	森林居住環境整備事業(補助) <14地区>
7	農業用水水源地域保全整備事業(補助) <2地区>
8	漁場保全関連特定森林整備事業(補助) <1地区>

⑤ 水産関係公共事業 (平成 20 年 3 月 31 日に公表)

No.	評価対象政策
1	地域水産物供給基盤整備事業(補助) <2地区>
2	広域漁港整備事業(補助) <2地区>
3	漁港関連道整備事業(補助) <1地区>
4	海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(補助) <1地区>

(3) 平成 20 年度において新規実施を予定している 2 研究制度を対象に研究制度の事業評価(事前評価)を実施するとともに、20 年度において新規実施又は拡充を予定しているプロジェクト研究の 5 課題を対象に研究課題の事業評価(事前評価)を実施し、その結果を 19 年 8 月 31 日に公表

① 研究制度評価

No.	評価対象政策
1	新たな農林水産政策を推進するための実用研究事業
2	研究成果実用化事業

② 研究課題評価

No.	評価対象政策
1	プロジェクト研究 <5課題>

(4) 以下の規制の新設又は改廃に係る政策について評価を実施し、その結果を平成 19 年 11 月 19 日及び 20 年 1 月 28 日に「規制の事前評価書」として公表

No.	評価対象政策
1	漁業信用基金協会の再編整備を図るための措置
2	漁業信用基金協会の経営の健全性を図るための措置
3	漁業協同組合の事業再編に伴う規定の整備

4	漁業協同組合等の共済事業の経営の健全性の確保及び契約者の保護
5	輸入生糸の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差額の徴収措置の廃止

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。平成19年度農林水産省政策評価実施計画に基づき、実績評価方式を用いて、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを16の政策分野に分類し、55目標を設定して評価を実施し、その結果を19年7月25日に「農林水産省政策評価結果（平成18年度に実施した政策の評価結果）」として公表。

No.	評価対象政策
1	食品産業の競争力の強化 [b]
2	主要食糧の需給の安定の確保 [b]
3	食の安全及び消費者の信頼の確保 [b]
4	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進 [b]
5	国産農畜産物の競争力の強化 [b]
6	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換 [b]
7	意欲と能力のある担い手の育成・確保 [b]
8	担い手への経営支援の条件整備 [b]
9	農地、農業用水等の整備・保全 [b]
10	都市との共生・対流等による農村の振興 [b]
11	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 [b]
12	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進 [b]
13	水産物の安定供給の確保 [b]
14	水産業の健全な発展 [b]
15	食料・農業・農村に関する国際協力の推進 [b]
16	農林水産物・食品の輸出の促進 [b]

(注) 表中の[]は、政策評価の結果の政策への反映状況区分である。[a]：これまでの取組を引き続き推進 [b]：評価対象政策の改善・見直しを実施。[c]：評価対象政策を廃止、休止又は中止。

また、政策分野ごとに行う「実績評価」を補完するものとして、政策分野に含まれる個々の予算事業等（政策手段）を対象に行う評価として「政策手段別評価」を実施している。平成19年度には、1の政策手段を対象に評価を行い、当該評価結果を踏まえ、20年度予算要求を行った。

- (2) 平成19年度農林水産省政策評価実施計画に基づき、実績評価方式を用いて、以下の9つの成果重視事業について評価を実施し、その結果を19年10月19日に「平成18年度に実施した成果重視事業に係る評価書」として公表。

No.	評価対象政策
1	物流管理効率化新技術確立事業（Ⅰ－①） [a]
2	商物分離直接流通成果重視事業（Ⅰ－①） [a]
3	生産資材コスト低減成果重視事業（Ⅲ－⑤） [a]
4	高生産性地域輪作システム構築事業（Ⅲ－⑤） [a]
5	低コスト植物工場成果重視事業（Ⅲ－⑤） [a]
6	IT活用型営農成果重視事業（Ⅲ－⑥） [a]
7	バイオマス生活創造構想事業 [a]

8	総合食料局情報管理システムの最適化実施 [a]
9	国有林野情報管理システムの開発 [a]

(注) 1 評価対象政策名の右の()内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 表中の[]は、政策評価の結果の政策への反映状況区分である。[a]：これまでの取組を引き続き推進、[b]：評価対象政策の改善・見直しを実施、[c]：評価対象政策を廃止、休止又は中止。

(3) 事業採択後 10 年を経過して未了である公共事業、又は対象となる事業が 10 年を超えて継続する場合にあっては直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年の時点にある公共事業の実施地区を対象として事業評価（期中の評価）を実施し、その結果を公表

① 国営土地改良事業等に係る期中の評価（平成 19 年 8 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄) <8地区> [a][b]

(注) 表中の[]は、政策評価の結果の政策への反映状況区分である。[a]：これまでの取組を引き続き推進、[b]：評価対象政策の改善・見直しを実施、[c]：評価対象政策を廃止、休止又は中止。

② 国有林直轄治山事業等に係る期中の評価（平成 19 年 8 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業(直轄) <2地区> [a][b]
2	民有林直轄治山事業(直轄) <1地区> [a]
3	水源林造成事業(緑資源機構事業)(機構) <48地区> [a][b]

(注) 表中の[]は、政策評価の結果の政策への反映状況区分である。[a]：これまでの取組を引き続き推進、[b]：評価対象政策の改善・見直しを実施、[c]：評価対象政策を廃止、休止又は中止。

③ 農業農村整備事業等補助事業に係る期中の評価（平成 20 年 3 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助) <12地区> [a]
2	経営体育成基盤整備事業(補助) <18地区> [a][b]
3	畑地帯総合整備事業(補助) <23地区> [a][b][c]
4	農道整備事業(補助) <17地区> [a]
5	農業集落排水事業(補助) <2地区> [a][c]
6	農村総合整備事業(補助) <1地区> [a]
7	農村振興総合整備事業(補助) <4地区> [a][b]
8	中山間総合整備事業(補助) <4地区> [a]
9	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(補助) <4地区> [a][c]
10	農地防災事業(補助) <13地区> [a][b][c]
11	農地保全事業(補助) <12地区> [a][b]
12	農村環境保全対策事業(補助) <7地区> [a]
13	海岸保全施設整備事業(農地)(補助) <13地区> [a]
14	海岸環境整備事業(農地)(補助) <1地区> [a]

(注) 表中の[]は、政策評価の結果の政策への反映状況区分である。[a]：これまでの取組を引き続き推進、[b]：評価対象政策の改善・見直しを実施、[c]：評価対象政策を廃止、休止又は中止。

④ 民有林補助治山事業に係る期中の評価（平成 20 年 3 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	民有林補助治山事業(補助) <7地区> [a]

(注) 表中の[]は、政策評価の結果の政策への反映状況区分である。[a]：これまでの取組を引き続き推進、[b]：評価対象政策の改善・見直しを実施、[c]：評価対象政策を廃止、休止又は中止。

⑤ 水産関係公共事業に係る期中の評価（平成 20 年 3 月 31 日に公表）

No.	評価対象政策
1	漁業集落環境整備事業(補助) <2地区> [a][b]
2	海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(補助) <1地区> [a]
3	海岸保全施設整備事業(侵食対策事業)(補助) <1地区> [a]
4	海岸環境整備事業(補助) <2地区> [a]

(注) 表中の[]は、政策評価の結果の政策への反映状況区分である。[a]:これまでの取組を引き続き推進、[b]:評価対象政策の改善・見直しを実施、[c]:評価対象政策を廃止、休止又は中止。

(4) 事業完了後、原則としておおむね5年を経過した地区を対象として完了後の評価を実施し、その結果を公表

① 国営土地改良事業等に係る完了後の評価(平成19年8月31日に公表)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄) <9地区>
2	畑地帯総合土地改良パイロット事業(直轄) <1地区>
3	国営農用地再編整備事業(直轄) <9地区>
4	国営総合農地防災事業(直轄) <1地区>
5	緑資源機構事業(機構) <4地区>

② 水産基盤整備事業に係る完了後の評価(平成19年8月31日に公表)

No.	評価対象政策
1	漁港修築事業(直轄) <4地区>

③ 農業農村整備事業等補助事業に係る完了後の評価(平成20年3月31日に公表)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助) <15地区>
2	ほ場整備事業(補助) <19地区>
3	土地改良総合整備事業(補助) <10地区>
4	畑地帯総合整備事業(補助) <10地区>
5	畑地帯開発整備事業(補助) <5地区>
6	農道整備事業(補助) <14地区>
7	農業集落排水事業(補助) <17地区>
8	農村総合整備事業(補助) <13地区>
9	農村振興総合整備事業(補助) <10地区>
10	中山間総合整備事業(補助) <16地区>
11	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(補助) <8地区>
12	農地防災事業(補助) <14地区>
13	農地保全事業(補助) <5地区>
14	農村環境保全対策事業(補助) <2地区>
15	海岸保全施設整備事業(農地)(補助) <3地区>
16	海岸環境整備事業(農地)(補助) <1地区>
17	草地畜産基盤整備事業(補助) <11地区>
18	畜産環境総合整備事業(補助) <8地区>

④ 国有林直轄治山事業等に係る完了後の評価(平成20年3月31日に公表)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業(直轄) <1地区>

2	民有林補助治山事業(補助) <8地区>
3	森林環境保全整備事業(補助) <40地区>
4	森林居住環境整備事業(補助) <14地区>

⑤ 水産関係公共事業に係る完了後の評価（平成20年3月31日に公表）

No.	評価対象政策
1	地域水産物供給基盤整備事業(補助) <1地区>
2	漁港修築事業(補助) <15地区>
3	漁港改修事業(補助) <3地区>
4	魚礁設置事業(補助) <2地区>
5	増殖場造成事業(補助) <1地区>
6	漁業集落環境整備事業(補助) <4地区>
7	漁港漁村総合整備事業(補助) <2地区>
8	海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(補助) <1地区>
9	海岸環境整備事業(補助) <1地区>

(5) 平成19年度末をもって2年を経過するプロジェクト研究課題を対象に期中評価を実施し、その結果を20年3月31日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の期中評価）」として公表。

また、平成19年度末をもって終了するプロジェクト研究課題について、必要性（研究成果の科学的、社会・経済的意義）、効率性（投入された研究資源の妥当性、研究計画・推進体制の妥当性）及び有効性（研究目標の達成度、成果等の実績、他の研究への波及可能性等）の各観点から終了時評価を実施し、その結果を20年3月31日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の終了時評価）」として公表。

① 研究課題評価（期中評価）

No.	評価対象政策
1	プロジェクト研究 <5課題> [a][b]

(注) 表中の[]は、政策評価の結果の政策への反映状況区分である。[a]:これまでの取組を引き続き推進、[b]:評価対象政策の改善・見直しを実施、[c]:評価対象政策を廃止、休止又は中止。

② 研究課題評価（終了時評価）

No.	評価対象政策
1	プロジェクト研究 <3課題>

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成19年度における評価に係るもの



II 評価対象政策の個表

1 事前評価

1 - (1) - ①

政策の名称	① かんがい排水事業（補助）＜1地区＞ ② 農業生産法人等育成緊急整備事業（補助）＜1地区＞ ③ 農地海岸事業（補助）＜2地区＞
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。事業地区ごとの評価は、チェックリスト判定基準に基づいて行った。 評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① かんがい排水事業 1地区を採択した。 ② 農業生産法人等育成緊急整備事業 1地区を採択した。 ③ 農地海岸事業 2地区を採択した。 計4地区を採択した。

1 - (1) - ②

政策の名称	直轄特定漁港漁場整備事業（直轄）＜1地区＞
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。事業地区ごとの評価は、チェックリストに基づいて行った。 評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、事業実施要領等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	直轄特定漁港漁場整備事業 1地区を採択した。

1 - (2) - ①

政策の名称	① 国営かんがい排水事業（直轄）＜7地区＞ ② 国営農地再編整備事業（直轄）＜2地区＞ ③ 国営総合農地防災事業（直轄）＜2地区＞ ④ 独立行政法人緑資源機構営事業（機構）＜1地区＞
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。事業地区ごとの評価は、チェックリスト及び判定基準に基づいて行った。 評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 国営かんがい排水事業 7地区を採択した。 ② 国営農地再編整備事業 2地区を採択した。 ③ 国営総合農地防災事業 2地区を採択した。 ④ 独立行政法人緑資源機構営事業 1地区を採択した。

	計 12 地区を採択した。
--	---------------

1 - (2) - ②

政策の名称	① 直轄地すべり防止事業（直轄）＜1 地区＞ ② 特定中山間保全整備事業（機構）＜1 地区＞
政策評価の結果の概要	必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。事業地区ごとの評価は、費用対効果分析の概要、チェックリスト及び判定基準に基づいて行った。 評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、有効性、効率性が認められるとの結果であった。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 直轄地すべり防止事業 1 地区を採択した。 ② 特定中山間保全整備事業 1 地区を採択した。 計 2 地区を採択した。

1 - (2) - ③

政策の名称	① かんがい排水事業（補助）＜8 地区＞ ② 経営体育成基盤整備事業（補助）＜36 地区＞ ③ 畑地帯総合整備事業（補助）＜25 地区＞ ④ 中山間総合整備事業（補助）＜13 地区＞ ⑤ 農道整備事業（補助）＜9 地区＞ ⑥ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（補助）＜6 地区＞ ⑦ 農業集落排水事業（補助）＜7 地区＞ ⑧ 農村振興総合整備事業（補助）＜1 地区＞ ⑨ 農地防災事業（補助）＜19 地区＞ ⑩ 地すべり対策事業（補助）＜10 地区＞ ⑪ 海岸保全施設整備事業（補助）＜1 地区＞ ⑫ 草地畜産基盤整備事業（補助）＜15 地区＞
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。事業地区ごとの評価は、チェックリスト判定基準表に基づいて行った。 評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① かんがい排水事業 8 地区を採択した。 ② 経営体育成基盤整備事業 36 地区を採択した。 ③ 畑地帯総合整備事業 25 地区を採択した。 ④ 中山間総合整備事業 13 地区を採択した。 ⑤ 農道整備事業 9 地区を採択した。 ⑥ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 6 地区を採択した。 ⑦ 農業集落排水事業 7 地区を採択した。 ⑧ 農村振興総合整備事業 1 地区を採択した。 ⑨ 農地防災事業 19 地区を採択した。 ⑩ 地すべり対策事業 10 地区を採択した。

	⑪ 海岸保全施設整備事業 1 地区を採択した。
	⑫ 草地畜産基盤整備事業 15 地区を採択した。
	計 150 地区を採択した。

1 - (2) - ④

政策の名称	① 国有林直轄治山事業（直轄） <1 地区> ② 森林環境保全整備事業（直轄） <12 地区> ③ 水源林造成事業（独立行政法人事業） <6 地区> ④ 民有林補助治山事業（補助） <1 地区> ⑤ 森林環境保全整備事業（補助） <19 地区> ⑥ 森林居住環境整備事業（補助） <14 地区> ⑦ 農業用水水源地域保全整備事業（補助） <2 地区> ⑧ 漁場保全関連特定森林整備事業（補助） <1 地区>
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。事業地区ごとの評価は、費用対効果分析の概要、チェックリスト及び判定基準に基づいて行った。 評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 国有林直轄治山事業 1 地区を採択した。 ② 森林環境保全整備事業 12 地区を採択した。 ③ 水源林造成事業 6 地区を採択した。 ④ 民有林補助治山事業 1 地区を採択した。 ⑤ 森林環境保全整備事業 19 地区を採択した。 ⑥ 森林居住環境整備事業 14 地区を採択した。 ⑦ 農業用水水源地域保全整備事業 2 地区を採択した。 ⑧ 漁場保全関連特定森林整備事業 1 地区を採択した。 計 56 地区を採択した。

1 - (2) - ⑤

政策の名称	① 地域水産物供給基盤整備事業（補助） <2 地区> ② 広域漁港整備事業（補助） <2 地区> ③ 漁港関連道整備事業（補助） <1 地区> ④ 海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）（補助） <1 地区>
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。事業地区ごとの評価は、チェックリストに基づいて行った。 評価の対象としたすべての事業地区において、事業に必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、事業実施要領等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 地域水産物供給基盤整備事業 2 地区を採択した。 ② 広域漁港整備事業 2 地区を採択した。 ③ 漁港関連道整備事業 1 地区を採択した。

	④ 海岸保全施設整備事業（高潮対策事業） 1地区を採択した。
	計6地区を採択した。

1 - (3) - ①

政策の名称	① 新たな農林水産政策を推進するための実用研究事業 ② 研究成果実用化事業
政策評価の結果の概要	評価の対象とした2研究制度について、研究制度は重要であり、内容は適切と判断されたため、新規に実施することが妥当である。
政策評価の結果の政策への反映状況	2研究制度を新規に実施した。

(注) 研究制度別の評価結果は、次表のとおり。

No.	事業名	政策評価の結果の概要
1	新たな農林水産政策を推進するための実用研究事業	<p>【評価ランク：A】</p> <p>本研究制度は、農林水産業・食品産業等の現場のニーズに即応した実用研究を実施するものであり、農林水産業・食品産業の新たな展開、農産物の高品質化等を通じた国民生活の向上等を促進する上で重要である。また、産学官連携を進める競争的研究資金制度としても重要である。本研究制度の目標は、明確な数値目標であるとともに、ファンディング側の評価にもつながるものであり妥当である。また、本年3月に実施した「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」の中間評価結果を踏まえ、研究タイプの大括り等の効率的な運用のための改善が行われており、研究制度の仕組みは妥当である。</p> <p>以上より、本研究制度は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、個々の研究課題において、数値目標または達成したかどうか明確に判断できる目標の設定が行われるよう制度を運用することが重要である。また、一層効果的な制度運用を図るため、政策テーマにどのように寄与したかについても把握に努めることを期待する。</p>
2	研究成果実用化事業	<p>【評価ランク：A】</p> <p>本研究制度は、埋もれている多数の研究成果の農業生産現場等への迅速な導入につながり、地域の農林水産業の発展を促進する上で重要である。研究制度の目標は、明確な数値目標であるとともに、ファンディング側の評価にもつながるものであり妥当である。現場関係者との連携の下、地域の研究機関が研究対象を選び応募するなど、現場ニーズを踏まえた研究課題が選定されること等から、研究制度の仕組みは妥当である。また、本研究制度は、都道府県研究機関等の研究活動、普及部局等の新技術の普及活動等を活発化させる仕組みとして期待できる。</p> <p>以上より、本研究制度は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、個々の研究課題において、数値目標または達成されたかどうか判断できる目標の設定が行われるよう制度を運用することが重要である。また、研究成果の活用予定者、普及関係者の意見を踏まえて、農業現場等で活用できる技術の開発を進めることに留意し、プロジェクトリーダー等による研究成果の受け手への情報提供を十分行うことを期待する。</p>

(注) 評価ランク A：研究制度は重要であり、内容は適切
B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容見直しが必要
C：研究制度は不適切

1 - (3) - ②

政策の名称	プロジェクト研究<5課題>
政策評価の結果の概要	評価の対象とした5研究課題について、研究課題は重要であり、内容は適切と判断されたため、新規に実施又は拡充することが妥当である。
政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3研究課題を新規に実施する。 ・ 1研究課題を組み替えて新規に実施する。 ・ 1研究課題を拡充する。 計5研究課題のうち、3研究課題を新規に実施し、1研究課題を組み替えて新規に実施するとともに、1研究課題については拡充した。

(注) 研究課題ごとの評価結果は、次表のとおり。

No.	研究課題名	政策評価の結果の概要
1	新農業展開ゲノムプロジェクト (組替新規)	<p>【評価ランク：A】</p> <p>本プロジェクト研究は、遺伝子機能を有効に活用するための技術開発、遺伝子組換え技術を駆使した革新的作物の開発等につながり、食料、環境、エネルギー問題の解決を図る上で重要である。また、達成すべき収量や開発すべき品種・系統数等を数値目標として設定し、遺伝子組換え技術に関する安全性確保対策や研究成果の知財確保対策をあわせて措置するなど、研究目標及び研究内容は妥当である。</p> <p>以上により、本プロジェクト研究は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、これまでは国内特許の取得が中心であったが、特に、本研究に関しては、海外での権利確保を強化した取組が必要である。また、遺伝子組換え作物の実用化を進めるため、遺伝子組換え技術の安全性確保対策についても、積極的に情報提供を行うことが必要である。</p>
2	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響評価と緩和及び適応技術の開発 (拡充)	<p>【評価ランク：A】</p> <p>本プロジェクト研究は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告を受け、将来の地球温暖化の進行が農林水産業に与える影響を高い精度で予測し、適応策の開発に必要な基礎的問題を解明するものであり、農林水産業における地球温暖化対策の早期かつ的確な実施を図る上で必須である。また、研究目標及び研究計画は妥当であり、研究成果は、将来、温暖化が進んだ場合だけでなく、現在も生じている高温障害等への適応策としても効果を発揮することが期待される。</p> <p>以上により、本プロジェクト研究は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、今後、コンピューターシミュレーションモデルの開発、衛星情報の活用等幅広い観点から検討し、適切な研究実施計画が構築されることを期待する。また、研究実施に当たっては、その成果を活用する農林水産省内の他部局や関係府省との連携に留意する必要がある。</p>
3	農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発 (新規)	<p>【評価ランク：A】</p> <p>本プロジェクト研究は、農業に有用な生物多様性に関する科学的知見の蓄積、生物多様性に関する指標及び評価方法を開発するものであり、環境保全型農業の効果的な推進やIPM（総合的病害虫・雑草管理）への転換を促進する上で必要不可欠である。さらに、現場で活用できる指標・評価手法の開発は、農林水産省の行政部局の事業と連携して実証・改良を行うこととしているなど、研究目標及び研究計画は妥当である。</p> <p>以上により、本プロジェクト研究は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、本研究を実施する過程で、農業に有用な生物種を収集し、インベントリー化することにより、研究成果の蓄積と普及が格段に進むと期待される。</p>

4	鳥インフルエンザ、BSE等の高精度かつ効率的なリスク管理技術の開発（新規）	<p>【評価ランク：A】</p> <p>本プロジェクト研究は、現在実施されている防疫措置の高精度化、効率化につながり、鳥インフルエンザ、BSE等感染症リスクの低減と防疫措置に係る行政コスト及び農家の経済的損失の低減を図る上で重要である。また、この分野のこれまでの研究成果や最近の科学的知見から、研究目標及び研究計画は妥当である。さらに、研究の成果が、国や都道府県の防疫担当機関による感染状況のスクリーニング、迅速診断や農家の衛生管理指導に活用されることとなっており、研究が社会・経済等に及ぼす効果が明確である。</p> <p>以上により、本プロジェクト研究は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、研究計画は現時点で適切と考えられるが、感染症の発生状況等に大きな変化があった場合には、的確に計画を変更して研究を推進することに留意する必要がある。</p>
5	生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発（新規）	<p>【評価ランク：A】</p> <p>屋外で生産され、多種多様な要因が関与する農産物のリスク管理は、一般の工業製品と比較して難しい面が多く、研究の必要性が高まっている。本プロジェクト研究は、農畜水産物のリスクを低減するための科学的・技術的基盤の構築につながり、農畜水産物の安全確保を図る上で重要であり、研究目標及び研究計画も妥当である。さらに、研究成果は農林水産省の行政部局の施策を通じて生産者、流通業者、製造・加工業者に活用されることとなっており、研究が社会・経済等に及ぼす効果が明確である。</p> <p>以上により、本プロジェクト研究は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、本研究により多数の実用的な成果が得られる可能性があり、その場合、海外での特許取得を含めた知財確保の取組を進める必要がある。</p>

(注) 評価ランク A：プロジェクト研究は重要であり、内容は適切
B：プロジェクト研究は重要であるが、内容の見直しが必要
C：プロジェクト研究は不適切

1 - (4)

政策の名称	漁業信用基金協会の再編整備を図るための措置	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>規制の目的及び必要性：</p> <p>第166回国会で成立した水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成19年法律第78号。以下「改正法」という。）により中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下「中融法」という。）が改正され、中小漁業者等に対する信用補完を維持することを目的として、従来の合併に加え、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の事業譲渡を可能とすることにより、経営が困難となった基金協会からの事業の円滑な承継が図られるように措置されたところである。この際、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者（以下「譲受者」という。）のうち、政令で定める要件を満たす者については、その債務保証のうち（独）農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付される割合について、100分の70とすることとされたところである。このため、所要の規定の整備を行うものである。</p> <p>規制の内容：</p> <p>債務保証のうち信用基金の保険に付される割合が100分の70となる譲受者の要件は、地方公共団体が出資総額の4分の1以上を出資している譲受者又は地方公共団体が基本財産の額の4分の1以上を拠出している者とする。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	中小漁業融資保証法施行令（昭和28年政令第16号）第8条（保険価額に乘ずる率の特例の対象となる漁業信用基金協会）	
想定される代替案	法律の委任に基づき規制の細目を定めるものであるため、代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合

	(遵守費用)	遵守費用は想定されない。	—
	(行政費用)	追加的な行政費用は想定されない。	—
	(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は想定されない。	—
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	<p>当事者の便益として、譲受者において基金協会と同等の保証引き受けが見込まれ、保証事業のより円滑な承継が行われることにより、基金協会の再編整備及び中小漁業者等への信用補完の維持が図られる。</p> <p>基金協会と譲受者を同等に扱うことによる社会的便益として、基金協会と同等の保証引き受けが見込まれ、保証事業のより円滑な承継が行われることにより、基金協会の再編整備及び中小漁業者等への信用補完の維持が図られる。</p>		—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用の発生はなく、一定の便益が認められる。		
政策評価の結果の政策への反映状況	費用の発生はなく、一定の便益が認められるという評価結果を踏まえ、平成19年12月27日、中小漁業融資保証法施行令を改正案のとおり改正した。		

政策の名称	漁業信用基金協会の経営の健全性を図るための措置		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>規制の目的及び必要性： 第166回国会において成立した水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成19年法律第78号。以下「改正法」という。）により中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下「中融法」という。）が改正され、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の業務運営の内部監査体制を充実するため、政令で定める規模を超える基金協会に対しては、公認会計士等による監査が義務付けられたところである。このため、所要の整備を行うものである。</p> <p>規制の内容： 政令で定める規模として、事業年度の開始の時点における保証の金額の合計額が200億円であることを定めることとする。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	中小漁業融資保証法施行令（昭和28年政令第16号）第5条（決算関係書類の公認会計士等への提出を要する漁業信用基金協会の基準）	
想定される代替案	法律の委任に基づき規制の細目を定めるものであるため、代替案は想定されない。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
	(遵守費用)	公認会計士等による監査については、事業年度の開始の時点における保証の金額の合計額が200億円を超える基金協会のみを導入を義務付けることとしており、遵守費用は、想定される3協会×約200万円（年間の監査費用）＝約600万円である。	—
	(行政費用)	追加的な行政費用は想定されない。	—
	(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は想定されない。	—
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	公認会計士等監査制度の導入による当事者の便益として、保証債務に係る引当金や財務状況が正確に評価されることにより、当該基金協会の経営状況の改善が期待される。		—

	公認会計士等による監査を義務付ける基金協会の規模を規定することによる社会的便益として、事業規模の大きい基金協会の経営状況の改善が期待されることにより、保証保険制度全体の安定及び中小漁業者への信用補完の維持が図られる。	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	600万円程度の費用の発生が見込まれる一方で、一定の便益は認められるがその額を見積もることは困難なため、費用便益費(B/C)を計測することは困難である。しかしながら、本政令改正により、公認会計士による監査が義務付けられることによって基金協会の業務が健全に行われ、保証保険制度全体の安定及び中小漁業者等への信用補完の維持が図られることから、相当の便益が得られるものと考えられる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	費用の発生が見込まれる一方で、一定の便益が認められるという評価結果を踏まえ、平成19年12月27日、中小漁業融資保証法施行令を改正案のとおり改正した。	

政策の名称	漁業協同組合の事業再編に伴う規定の整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(第3条関係) 規制の目的及び必要性： 漁業信用基金協会(以下「基金協会」という。)のうち、2以上の都道府県の区域をその区域とするもの(以下「業種別基金協会」という。)の会員資格については、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号。以下「中融法」という。)第10条第2項の規定により、特定漁業(政令で定める遠洋かつお・まぐろ漁業等であって当該基金協会の定款で定めるもの)を営む漁業協同組合等に限定することができることとされている。</p> <p>昨今、漁業協同組合等の販売事業の分社化などが進み、特定漁業を営む漁業協同組合等の子会社についても業種別基金協会の会員資格を与えることが特定漁業の振興に資することから、第166回国会において成立した水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(平成19年法律第78号。以下「改正法」という。)による中融法の一部改正により、業種別基金協会の会員資格が拡大され、追加される団体の細目については政令に委任されることとされたところである。このため、所要の規定の整備を行うものである。</p> <p>規制の内容： 業種別基金協会の会員として追加されることとなった団体の要件として、中融法の委任に基づき、以下のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定漁業の振興を目的とする社団法人であって、中融法第10条第2項第1号から第4号までに掲げる者が総社員の表決権の過半数を有しているもの 2. 特定漁業の漁獲物の保蔵、運搬、販売等の事業を主たる事業として営む会社であって、中融法第10条第2項第1号から第4号までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権の過半数を有し、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの 3. 特定漁業の振興を目的とする法人でない団体であつて、中融法第10条第2項第4号に掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣及び財務大臣の定める事項についてそれらの定める基準に従つた規約を有しているもの <p>(第6条関係) 規制の目的及び必要性： 改正前の中融法において、基金協会の基金の預入先については、信用事業を行う漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)等に限定され、信用事業を行う漁業協同組合は対象となっていない。しかしながら、漁協系統の信用事業体制の強化の観点から、漁業協同組合の信用事業を信漁連に譲渡するだけでなく、信漁連の信用事業を都道府県区域をその区域とする漁業協同組合(いわゆる一県一漁協)に包括承継するといった事例が見られており、このような場合に基金協会の基金の預入先についてこうした漁業協同組合を対象とするため措置したものである。</p> <p>中融法の改正により、基金協会の基金の預入先として信用事業を行う漁業協同組合を追加するに当たり、基金の管理の安定性の観点から、政令で定める一</p>	

	<p>定の事業規模に達しない漁業協同組合を除くこととされたことから、所用の規定の整備を行うものである。</p> <p>規制の内容： 基金協会の基金の預入先として信用事業を行う漁業協同組合を追加するに当たり、一定の事業規模として、事業年度の開始の時点における貯金及び定期積金の合計額が50億円であることを定める。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	中小漁業融資保証法施行令（昭和28年政令第16号）第3条（二以上の都道府県の区域をその区域とする漁業信用基金協会の会員たる資格）及び第6条（基金の預入先等とならない漁業協同組合の基準）
想定される代替案	法律の委任に基づき規制の細目を定めるものであるため、代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	（第3条関係） 規制の緩和に係るものであるため、遵守費用は想定されない。 （第6条関係） 規制の緩和に係るものであるため、遵守費用は想定されない。	—
（行政費用）	（第3条関係） 追加的な行政費用は想定されない。 （第6条関係） 追加的な行政費用は想定されない。	—
（その他の社会的費用）	（第3条関係） その他の社会的費用は想定されない。 （第6条関係） その他の社会的費用は想定されない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	（第3条関係） 業種別基金協会の会員要件を見直すことにより、新たに会員となることのできる子会社等の当事者の便益として、業種別基金協会から債務の保証を受けることができるようになる。 （第6条関係） 基金の預入先等に信用事業を行う漁協を追加することにより、基金協会の当事者の便益として、一県一漁協体制となっている県（平成18年9月現在で6県。）や、今後信漁連の信用事業の包括承継を予定している県においても、引き続き漁協系統金融機関への預金により基金を管理することが可能となる。	—
	（第3条関係） 業種別基金協会の会員要件を見直すことによる社会的便益として、保証対象の拡大による業種別基金協会の経営の安定が期待され、保証保険制度全体の安定及び中小漁業者等への信用補完の維持が図られる。 （第6条関係） 基金の預入先に信用事業を行う漁協を追加することによる社会的便益として、基金の安定的な管理による基金協会の経営の安定が期待され、保証保険制度全体の安定及び中小漁業者への信用補完の維持が図られる。	—
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	費用の発生はなく、一定の便益が認められる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	費用の発生はなく、一定の便益が認められるという評価結果を踏まえ、平成19年12月27日、中小漁業融資保証法施行令を改正案のとおり改正した。	

政策の名称	漁業協同組合等の共済事業の経営の健全性の確保及び契約者の保護	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>規制の目的：</p> <p>第166回国会において成立した「水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成19年法律第78号。以下「改正法」という。）」の平成20年4月1日の施行に向けて、改正後の水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）において政令に委任されている共済事業を行う漁業協同組合等の出資の総額の最低限度等について規定を整備するため、水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）を改正するものである。</p> <p>規制の内容：</p> <p>共済事業の健全性の確保及び契約者の保護を図るための措置として、水協法の委任に基づき、以下のとおり定める。</p> <p>（第4条、第6条及び第7条の2関係）</p> <p>1. 出資の総額の最低限度を以下のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用事業を行わず共済事業を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合について1千万円とする。 ・共済水産業協同組合連合会について10億円とする。 <p>（第10条の2から第10条の4まで関係）</p> <p>2. 漁業協同組合等が行う特定共済契約（投資性が強く、リスクの高い共済契約）について、以下の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合等の電磁的方法による利用者への情報の提供等の方法 ・特定共済契約の内容について広告等を行う際に利用者の判断に影響を及ぼす重要事項として表示すべき事項 <p>（第10条の6関係）</p> <p>3. 契約条件変更の対象外となる契約を以下のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約条件の変更の基準日に既に共済事故が発生している共済契約 ・契約条件の変更の基準日に既に共済期間が終了している共済契約 <p>（第10条の7関係）</p> <p>4. 契約条件の変更によって変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率の引下げの限度を年3%とする。</p> <p>（第12条関係）</p> <p>5. 組合員以外の者からの監事（員外監事）の選任を要しない漁業協同組合又は水産加工業協同組合の基準を以下のように定める。（※基準に達しない場合義務付けの対象外となる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用事業及び共済事業を併せ行うものについては、事業年度の開始時における貯金及び定期積金の合計額又は責任準備金の合計額がいずれも50億円であること。 ・信用事業を行わず共済事業を行うものについては、事業年度の開始時における責任準備金の合計額が50億円であること。 <p>（第13条関係）</p> <p>6. 常勤の監事（常勤監事）を定めることを要しない漁業協同組合又は水産加工業協同組合の基準を以下のように定める。（※基準に達しない場合義務付けの対象外となる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用事業及び共済事業を併せ行うものについては、事業年度の開始時における貯金及び定期積金の合計額又は責任準備金の合計額が200億円であること。 ・信用事業を行わず共済事業を行うものについては、事業年度の開始時における責任準備金の合計額が200億円であること。 <p>規制の必要性：</p> <p>今後、漁業協同組合等の経営におけるウェイトが増していくと考えられる共済事業に関し、法律に定められた漁業協同組合等の共済事業の経営の健全性の確保及び契約者の保護のための規定を実施するためには、法律により委任されている事項について所要の整備することが必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第4条、第6条、第7条の2（出資の総額の最低限度）、第10条の2（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）、第10条の3（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）、第10条の4（特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事

		項)、第10条の6(変更対象外契約の範囲)、第10条の7(契約条件の変更の限度)、第12条(組合員等以外の者からの監事の選任を要しない漁業協同組合等の基準)、第13条(常勤の監事を定めることを要しない漁業協同組合等の基準)
想定される代替案	法律の委任に基づき規制の細目を定めるものであるため、代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>上記1. について 平成17年度末において、漁業協同組合2,511のうち、信用事業を行わず共済事業を行うものが757あるが、このうち、36組合において出資金が1千万円に満たない。これらの組合が共済事業を継続するためには、平成23年3月31日までに資本金を1千万円以上にする必要がある。このため、これらの漁業協同組合について、組合員の増資を求めるための若干の事務費用の発生が見込まれる。</p> <p>上記2. について 現在、特定共済契約を取り扱う漁業協同組合等はなく、今後とも実施が想定されないため、遵守費用の発生は想定されない。</p> <p>上記3. 及び4. について 契約条件の変更の実施に際しての必要事項を定めるものであり、漁業協同組合等に対する遵守費用は発生しない。</p> <p>上記5. 及び6. について 現在、漁業協同組合及び水産加工業協同組合は自ら共済責任を負う形で共済事業を実施しておらず、今後も予定していない。このため、責任準備金の積立を要せず、員外監事の選任や常勤監事の設置による遵守費用の発生は想定されない。</p>	—
(行政費用)	追加的な行政費用は発生しない。	—
(その他の社会的費用)	漁業協同組合等に対する規制であり、その他の社会的費用の発生は想定されない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	上記の規制による漁協等に対する当事者の便益として、将来にわたって漁業協同組合等の共済事業の健全な運営が図られる。	—
	上記の規制による社会的便益として、共済契約者の保護が図られる。	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用の発生はほとんどなく、一定の便益は認められるが、便益について定量的に把握することは難しいため、費用便益比(B/C)を計測することは困難である。しかしながら、本政令改正により、漁業協同組合等の行う共済事業が健全に行われ、組合員等に対して発生し得る被害が防止されることから、相当の便益が得られるものと考えられる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	費用の発生はほとんどなく、一定の便益が認められるという評価結果を踏まえ、平成19年12月27日、水産業協同組合法施行令を改正案のとおり改正した。	

政策の名称	輸入生糸の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差額の徴収措置の廃止
規制の目的、内容及び必要性等	<p>規制の目的： 安価な外国産生糸が国内の生糸市場に悪影響を及ぼすことを防止し、蚕糸業の経営の安定を図ること。</p> <p>規制の内容： 生糸の輸入申告者等と独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の間において、輸入生糸の義務売買(※1)を行うことより、その売買差額を</p>

	徴収する。 廃止の必要性： 最近の蚕糸業の著しい衰退による繭及び生糸の生産量の激減や製品輸入の増加等により、輸入生糸と国産生糸の価格差が縮小し、非常に近接した水準となっていることから、輸入生糸の義務売買を通じて調整金を徴収し、輸入を調整する必要性が失われているため、本規制を廃止する必要がある	
	法令の名称・関連条項とその内容	生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年法律第 310 号）第 7 条（輸入に係る生糸の機構への売渡し）、第 8 条（輸入に係る生糸の買入れの価格）、第 9 条（輸入に係る生糸の売戻し）、第 10・11 条（輸入に係る生糸の売戻しの価格） 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 1 項第 6 号イ
想定される代替案	現行制度を継続させる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	遵守費用は発生しない。	機構が、生糸の輸入申告者等との義務売買を通じてその売買差額（3,910 円/kg、農林水産大臣の認定を受けた生糸の輸入分については、農林水産大臣が定めた額（現行は 190 円/kg）に減額）を徴収することとされており、平成 18 年度と同額と仮定すると、実需者の遵守費用は、売買差額単価（190 円/kg）×生糸輸入量（約 935 トン）で 177,650 千円と推計される。
（行政費用）	行政費用は発生しない。	行政費用として、売買差額の徴収に係る機構の person 費及び事務経費が想定され、平成 18 年度と同額と仮定すると、21,384 千円と推計される。
（その他の社会的費用）	その他の社会的費用は想定されない。	その他の社会的費用は想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	実需者（※2）については、売買差額を支払う必要がなくなるので、平成 18 年度と同額と仮定すると、177,650 千円の便益を受ける。 また、機構の業務経費としての行政費用（平成 18 年度と同額と仮定すると、21,384 千円）が発生しなくなる。	—
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	国産生糸と輸入生糸の価格が近接した水準となっており、当該規制を実施する必要性がなくなっていることから、これを廃止することとし、これにより、国内の実需者がより安く生糸を輸入することができるようになるとともに、行政費用も不要となる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、平成 20 年 2 月 1 日、第 169 回通常国会に生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案を提出した。	

※1 生糸の輸入に係る調整等に関する法律の中で、関税法の規定に基づき生糸の輸入申告をする者は、輸入した生糸を機構に売り渡さなければならない、機構はその売渡しをした者に対しその生糸を売り戻さなければならない旨が規定されており、これを義務売買という。

※2 実需者とは、実際に消費する需要がある者のことで、今回の場合は主に絹織物業者等を指す。

2 事後評価

2 - (1)

施策名	食品産業の競争力の強化（I-①）																				
施策の概要	国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、食品産業の競争力の強化を図る。 このため、個々の食品企業の自由な経済活動を基本としつつ、食料の安定供給を確保する観点から、食品産業の経営基盤の強化や流通の効率化等に資する取組について一定の支援を行い、食料産業クラスター(注1)の取組による食品製造企業の活性化並びに卸売市場の整備やユビキタス・コンピューティング技術(注2)、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化を図る。																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>食品製造業の経営基盤の強化については、食品産業が中核となって農林水産業と関連産業を含めた連携構築を図る食料産業クラスターを核とした製品開発、販路開拓等を推進しているが、引き続き国産農水産物を活用した製品開発等を支援するとともに、開発製品の全国的な販路拡大等地域の食料産業クラスターに共通する課題に取り組むことが重要である。</p> <p>食品流通の効率化については、電子タグを活用した物流の効率化、卸売市場における商物分離直接物流の仕組みの開発、卸売市場施設整備等を推進しているが、更なる食品流通の効率化に向け、物流作業の効率化や効率的な卸売市場流通の実現等に沿った事業を効果的・効率的に展開していくことが必要である。</p> <p>注1「食料産業クラスター」：クラスターとは、もともとは「ぶどうの房」の意味で、群や集団を意味するもの。食品産業が中核となって農林水産業と関連産業を含めた連携ネットワークを構築すること。</p> <p>注2「ユビキタス・コンピューティング技術」：いつでも、どこでもコンピュータが使える情報技術のこと。この技術を活用し、身の回りの様々な物に電子タグを埋め込み、その情報を読み取ることにより、必要な情報を入手することが可能となる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="470 1108 1391 1525"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>食品製造業の経営基盤の強化</td> <td>食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化</td> <td></td> <td></td> <td>概ね有効</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>食品流通の効率化</td> <td>卸売市場の整備や、ユビキタス・コンピューティング技術、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化</td> <td></td> <td></td> <td>有効性の向上が必要である</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	食品製造業の経営基盤の強化	食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化			概ね有効	目標②	食品流通の効率化	卸売市場の整備や、ユビキタス・コンピューティング技術、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化			有効性の向上が必要である
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																
目標①	食品製造業の経営基盤の強化	食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化			概ね有効																
目標②	食品流通の効率化	卸売市場の整備や、ユビキタス・コンピューティング技術、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化			有効性の向上が必要である																
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、食品製造業については、平成17年度以降の食料産業クラスター事業の取組により設置された全国46カ所の都道府県レベルの地方食料産業クラスター協議会を通じ、地域の食材を活用した製品開発や販路開拓等の取組を支援するため、「食料産業クラスター展開事業（継続）」【609(609)百万円】を引き続き概算要求した。</p> <p>また、評価結果を踏まえ、食品流通については、一層の効率化に向け、情報化の立ち遅れによる労働集約的な作業実態や、大消費地から産地近隣へのUターン転送等などの非効率な流通を見直すため、①電子タグなどの新技術や通い容器の普及に向け、新技術を活用するビジネスモデルや通い容器の新たな流通管理システム構築を図る「新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業（新規）」【350(0)百万円】、②流通業者のノウハウ、知見を活用した新たな地域流通モデルの構築を図る「地域流通モデル構築支援事業（新規）」【50(0)百万円】を新たに概算要求した。</p>																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等 第166回国会内閣総理大臣施政方針演説 食料・農業・農村基本計画	年月日 平成19年1月26日 平成17年3月25日	記載事項（抜粋） その地域にある技術、農林水産品や観光資源などを有効活用し、新たな商品やサービスを生み出す中小企業の頑張りを応援します。 第3の1の(5)食品産業の競争力の強化に向けた取組																		

施策名	主要食糧の需給の安定の確保（Ⅰ-②）
施策の概要	<p>主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、米については、消費者への安定的供給の確保を図るとともに、米政策改革を着実に進めることにより、需要に応じた売れる米づくりを推進し、また、国内産麦については、需要に応じた良品質麦の生産を推進するため、各種取組を実施する。</p> <p>① 備蓄運営等消費者への米の安定供給 不作等により供給が不足するような事態において消費者への安定的供給の確保が図られるよう、政府は食糧法に基づく「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で策定する主食用等の需給見通しを踏まえた備蓄運営の基本方針に即して、市場のニーズに応じた銘柄の買入れ・売渡しを通じ、回転備蓄を基本とした適切な備蓄運営を図る。</p> <p>② 需要に応じた売れる米づくり 生産数量目標等の配分について、一律的配分から販売戦略的な要素を重視した配分手法への転換や、農業者に対する情報提供体制の確立等を目指す。</p> <p>③ 民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進 民間流通制度の下、生産者と実需者の連携・協力を通じ、需要に応じた良品質麦の生産・流通を計画的に推進するため、小麦について現状値よりミスマッチ率を低減する。</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																				
	<p>備蓄運営等消費者への米の安定供給については、引き続き備蓄運営を円滑に実施するとともに、不作時にも必要な供給量を確保するため、適切な需給見通しを策定していく必要がある。</p> <p>需要に応じた売れる米づくりについては、地域における取組や意識改革が少しずつ進んできているため、取組内容の充実に向け、さらに助言・指導やフォローアップを行う必要がある。</p> <p>民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進については、民間流通の取引ルールの検証・見直しを行うなど、需要者ニーズに応じた良品質麦が生産され、円滑な流通が確保されるよう努めていく必要がある。</p>																				
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1003 571 1059"></th> <th data-bbox="571 1003 778 1059">達成目標</th> <th data-bbox="778 1003 914 1059">18年度目標値</th> <th data-bbox="914 1003 1114 1059">実績値</th> <th data-bbox="1114 1003 1343 1059">達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1059 571 1283">目標①</td> <td data-bbox="571 1059 778 1283">備蓄運営等消費者への米の安定供給</td> <td data-bbox="778 1059 914 1283">不作時（作況98以下）においては消費者への主食用等供給量（平成18/19年の需要量844万トン）の確保 平常時・豊作時（作況99以上）においては市場のニーズに応じた買入、売渡しを通じ、回転備蓄を基本とした適切な備蓄の運営（適正備蓄水準：100万トン程度）</td> <td data-bbox="914 1059 1114 1283"></td> <td data-bbox="1114 1059 1343 1283">概ね有効</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1283 571 1865">目標②</td> <td data-bbox="571 1283 778 1865">需要に応じた売れる米づくり</td> <td data-bbox="778 1283 914 1865">農業者や産地が、需給・価格情報等の市場のニーズを踏まえ、自らの販売戦略に即して行う需要に応じた売れる米づくりへの取組の進展や意識改革の推進 a 都道府県、地域段階における生産数量目標等の配分要素 ・都道府県、地域段階における生産数量目標等の配分について、一律的配分から販売戦略要素を用いた設定の割合が前年より増加すること b 情報提供の体制 ・JA等による地域レベルでの情報提供の実施率が、前年より高くなることともに、その伝達頻度も増加すること c 需要に応じた米づくりの取組状況 ・地域水田農業ビジョン注において、需要に応じた米づくりの取組が前年より増加すること d 流通の多様化 ・生産者からの出荷先が前年に比べて多様化すること e 豊作時における、過剰米の適切な区分出荷 ・無利子短期融資の仕組みを活用して、出来秋時に過剰米が適切に区分出荷されること</td> <td data-bbox="914 1283 1114 1865"></td> <td data-bbox="1114 1283 1343 1865">概ね有効</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1865 571 1998">目標③</td> <td data-bbox="571 1865 778 1998">民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進</td> <td data-bbox="778 1865 914 1998">小麦の需要と生産のミスマッチ率を基準値より低減する。（基準：直近3ヶ年（15年度実績値（16年産）～17年度実績値（18年産））の平均11.6%）</td> <td data-bbox="914 1865 1114 1998">基準値より低減</td> <td data-bbox="1114 1865 1343 1998">17.6% (C)</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	備蓄運営等消費者への米の安定供給	不作時（作況98以下）においては消費者への主食用等供給量（平成18/19年の需要量844万トン）の確保 平常時・豊作時（作況99以上）においては市場のニーズに応じた買入、売渡しを通じ、回転備蓄を基本とした適切な備蓄の運営（適正備蓄水準：100万トン程度）		概ね有効	目標②	需要に応じた売れる米づくり	農業者や産地が、需給・価格情報等の市場のニーズを踏まえ、自らの販売戦略に即して行う需要に応じた売れる米づくりへの取組の進展や意識改革の推進 a 都道府県、地域段階における生産数量目標等の配分要素 ・都道府県、地域段階における生産数量目標等の配分について、一律的配分から販売戦略要素を用いた設定の割合が前年より増加すること b 情報提供の体制 ・JA等による地域レベルでの情報提供の実施率が、前年より高くなることともに、その伝達頻度も増加すること c 需要に応じた米づくりの取組状況 ・地域水田農業ビジョン注において、需要に応じた米づくりの取組が前年より増加すること d 流通の多様化 ・生産者からの出荷先が前年に比べて多様化すること e 豊作時における、過剰米の適切な区分出荷 ・無利子短期融資の仕組みを活用して、出来秋時に過剰米が適切に区分出荷されること		概ね有効	目標③	民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進	小麦の需要と生産のミスマッチ率を基準値より低減する。（基準：直近3ヶ年（15年度実績値（16年産）～17年度実績値（18年産））の平均11.6%）	基準値より低減	17.6% (C)
	達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																	
目標①	備蓄運営等消費者への米の安定供給	不作時（作況98以下）においては消費者への主食用等供給量（平成18/19年の需要量844万トン）の確保 平常時・豊作時（作況99以上）においては市場のニーズに応じた買入、売渡しを通じ、回転備蓄を基本とした適切な備蓄の運営（適正備蓄水準：100万トン程度）		概ね有効																	
目標②	需要に応じた売れる米づくり	農業者や産地が、需給・価格情報等の市場のニーズを踏まえ、自らの販売戦略に即して行う需要に応じた売れる米づくりへの取組の進展や意識改革の推進 a 都道府県、地域段階における生産数量目標等の配分要素 ・都道府県、地域段階における生産数量目標等の配分について、一律的配分から販売戦略要素を用いた設定の割合が前年より増加すること b 情報提供の体制 ・JA等による地域レベルでの情報提供の実施率が、前年より高くなることともに、その伝達頻度も増加すること c 需要に応じた米づくりの取組状況 ・地域水田農業ビジョン注において、需要に応じた米づくりの取組が前年より増加すること d 流通の多様化 ・生産者からの出荷先が前年に比べて多様化すること e 豊作時における、過剰米の適切な区分出荷 ・無利子短期融資の仕組みを活用して、出来秋時に過剰米が適切に区分出荷されること		概ね有効																	
目標③	民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進	小麦の需要と生産のミスマッチ率を基準値より低減する。（基準：直近3ヶ年（15年度実績値（16年産）～17年度実績値（18年産））の平均11.6%）	基準値より低減	17.6% (C)																	

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、地域協議会やJA等に対して情報提供の充実・強化についての働きかけを行うとともに、国としても農協直販等、多様化している米の流通経路の各段階における価格形成等を把握し公表するため、「多様な流通における米の取引動向調査事業（新規）」【50（0）百万円】を概算要求した。</p> <p>また、米の安定的供給や需要拡大を図っていくために、米粉パン等新規米粉食品の製造技術の開発・改良・普及を促進するとともに、実需者に対する新規米粉食品の普及・啓発や新規米粉食品を取り扱う販売店舗の拡大を図るため、「新規米加工品需要開発事業（新規）」【120（0）百万円】を概算要求した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年3月25日</p>	<p>第3の1の（6）食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障 第3の2の（5）のア 多様な経営発展の取組の推進</p>

施策名	食の安全及び消費者の信頼の確保（Ⅱ－③）
施策の概要	<p>消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てることを目指し、次の施策を推進する。</p> <p>① 農業生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する。</p> <p>② 家畜伝染病等の発生の予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる。</p> <p>③ 安全な農作物の安定供給に支障を来すおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる。</p> <p>④ 遺伝子組換え農作物の使用が我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）に影響を及ぼさないよう未然に防止する。</p> <p>⑤ 消費者の信頼の確保のために食品表示の適正化を推進する。</p>

【評価結果の概要】

食品の安全確保、家畜や農産物等の防疫及び遺伝子組換え農産物による生物多様性への影響の防止のための施策については、各々下記のとおり適切なリスク管理が実施されており、政策手段は有効であると考えられる。これらの施策は、目標が達成された状態を維持することが極めて重要であるので、今後とも科学に基づいたリスク分析の考え方に従い、地道な取組を継続して行うことが必要である。

食品表示の適正化の推進のための施策に関しても適正表示率改善がみられ、政策手段は有効であると考えられる。消費者が正確な情報に基づいて食品の選択ができることを可能とし、食品に対する信頼を持てるようにするためには、わかりやすい表示制度の実現とともに、表示制度に係る関係食品関連事業者に対する継続した指導が不可欠であり、本施策については、引き続き推進することが必要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

		達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況
目標①	食品の安全性の確保	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。			概ね有効
目標②	家畜伝染病等の対策	国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。 目標年次：各年 基準：各年			概ね有効
目標③	植物防疫対策	我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。 目標年次：各年 基準：本年度の目標値と同じ（各年）			概ね有効
目標④	遺伝子組換え農作物の環境リスク管理	遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法（注）参照）に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。 目標年次：各年 基準：各年 （注）カルタヘナ法：カルタヘナ議定書を遵守するために制定された国内法（6省共管で、国際的に協力して生物の多様性を確保。 具体的には、遺伝子組換え農作物等の使用等の規制により野生動植物の種の多様性への影響を防止。）			概ね有効
目標⑤	消費者の信頼の確保	食品表示の遵守状況の確実な改善：10年後に適正表示率を85%にするために5年（平成20年度）で不適正表示率（現状値平成15年度：25.3%）を2割削減する。 目標年次：平成20年度 （基準：平成15年度25.3% → 目標：平成20年度20.0%）	<20年度 目標値> 20%	<18年度実績 値> 10.9%	184%(A)

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>目標① 食品の安全性の確保 評価結果を踏まえ、食品に起因する健康への悪影響を未然に防止するため、引き続き科学的・統一的な枠組みの下での有害化学物質、有害微生物による食品等の汚染実態把握や生産資材の使用基準等の策定・見直しのための調査・試験を実施することとし、「食品安全確保調査・試験委託費」【1,033(979)百万円】を概算要求した。</p> <p>目標② 家畜伝染病等の対策 評価結果を踏まえ、引き続き家畜伝染病予防法に基づく伝染性疾病の発生の監視と迅速な防疫措置、生産現場における疾病の清浄化、防疫演習の実施等による危機管理体制の構築を図るため、「家畜衛生対策事業」【3,165(2,947)百万円】、「動物検疫所経費」【5,613(4,619)百万円の内数】、「食の安全・安心確保交付金」【2,534(2,513)百万円の内数】を概算要求した。 また、平成20年度において、最近の知見で指摘された水産物を介した疾病の伝播の可能性についての検討を行うため、「水産防疫技術対策事業委託費」【46(39)百万円】を概算要求した。</p> <p>目標③ 植物防疫対策 評価結果を踏まえ、「植物防疫所経費」【9,595(9,627)百万円】において、病害虫の発生調査や検定等を迅速かつ的確に実施するための機器の整備等により、カンキツグリーンング病などの新たに発生した重要な病害虫の早期撲滅やまん延防止等を図ることとした。</p> <p>目標⑤ 消費者の信頼の確保 評価結果を踏まえ、食品表示の適正化を一層推進するため、①食品表示ウォッチャーによる日常の買い物の中での表示状況の点検を行うとともに、②消費者や事業者に対し、ポスターやフォーラム等を通じて食品表示制度を啓発する経費として、「食品表示適正化対策事業委託費」【113(96)百万円】を概算要求した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年3月25日</p>	<p>第3の1の(1)食の安全及び消費者の信頼の確保</p>

施策名	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進（Ⅱ－④）														
施策の概要	国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、平成17年6月に決定された「食事バランスガイド」の普及・活用に積極的に取り組む。 また、このような取組が、結果として食料自給率の向上に寄与することから、重点的に取り組む。														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> 「食事バランスガイド」は、多くの国民が自ら食生活を見直し、健康づくりや栄養バランスの改善に主体的に取り組むことができるようにするためのツールとして作成したものであり、この普及・活用を更に進めていくことが、バランスのとれた食生活の実現につながるものである。また、このような取組が、結果として食料自給率の向上にも寄与するものである。 「食事バランスガイド」の認知度は高まりつつあるので、今後は、その実践を促進する取組を強化することが必要である。このため、若者や子育て世代などをターゲットとした普及啓発、小売や外食、中食の場における全国的な普及啓発、実践のメリットに関する科学的検証及びわかりやすい情報提供、携帯電話などで摂取した食事内容を記録し、「食事バランスガイド」に基づく評価や改善方法などを表示するシステム開発、農業体験と一体となった普及啓発などの取組を強化する必要がある。 また、「食事バランスガイド」を通じて、自ら食生活を見直し栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことが結果として食料自給率の向上に寄与するとしているにもかかわらず、依然として、食料消費面で食料自給率の向上に対する寄与の兆しが見られない状況である。このため、食料自給率の向上に資する観点から、取組を見直す必要がある。 なお、19年度予算の食の安全・安心確保交付金において、地域の教育ファームの取組への支援が新たに措置されたこと等から、昨年3月に決定された「食育推進基本計画」において目標の一つとされている、様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加（22年度60%以上）を本政策分野の目標に、アウトカムの観点からの有効性を検討の上、追加する必要がある。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="440 1048 1414 1317"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合</td> <td>「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上（平成22年度：30%）</td> <td>15%</td> <td>7.8%（対前年比3.3ポイント向上）</td> <td>52%（B）</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上（平成22年度：30%）	15%	7.8%（対前年比3.3ポイント向上）	52%（B）
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況										
目標①	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上（平成22年度：30%）	15%	7.8%（対前年比3.3ポイント向上）	52%（B）										
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、「にっぽん食育推進事業費補助金」及び「にっぽん食育推進事業委託費」を組み替え、①教育ファームを全国で幅広く継続的に展開するため、教育ファームの実施主体に対する研修の実施、運営マニュアルの作成、参加者の理解を助けるための教材の作成等、②「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発を促進するため、食育に熱心に取り組もうとしている地区を全国から選定し、外食・小売業等の店舗、交通機関、公共施設等の場所を活用した活動を展開、③「日本型食生活」が健康にどのような効果を及ぼすのかを科学的に検証するための調査等について概算要求した。 「にっぽん食育推進事業費補助金」【1,830(2,560)百万円】、「にっぽん食育推進事業委託費」【1,265(1,254)百万円】														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）												
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1（2）望ましい食生活の実現に向けた食育の推進												
	食育推進基本計画	平成18年3月31日	第2の2 食育の推進の目標に関する事項												

施策名	国産農畜産物の競争力の強化（Ⅲ－⑤）																																																																								
<p>施策の概要</p>	<p>消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立することが重要であることから、国産農畜産物の競争力の強化を図る。</p> <p>① 生産コストの低減 価格競争力を高めるため、低コスト・省力化技術の導入、担い手の育成等に向けた施策を推進することにより、労働費や生産資材費の低減を図る。我が国の代表的な品目である米、大豆、生乳、肉用牛の生産コスト及び畜産物生産の重要な資材である飼料作物の生産コストについては、2～3割程度低減させる。</p> <p>② 実需者の意向を踏まえた品質の改善 麦については、実需者が望む品質に応じた生産が十分に行われていないことから、良品質の新品種への作付け転換を推進することにより、品質の改善を図る。</p> <p>③ 加工用、業務用等の国産農畜産物の供給量の増加 野菜については、近年、輸入野菜が増加傾向にある中、輸入品に対抗するため、加工向け国内産野菜の出荷数量を向上させる。</p> <p>④ 農林水産物の知的財産の権利化と積極的な保護・活用の推進 植物新品種については、審査期間の短縮により、育成者権の保護・活用を図る。</p>																																																																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>国産農畜産物の競争力の強化を図るためには、生産段階におけるコスト低減を推進するとともに、消費者・実需者のニーズに的確に対応した、新鮮で高品質かつ安全な国産農畜産物を安定的に供給できる生産体制を構築することが重要である。</p> <p>このような中、</p> <p>① 米、大豆の生産コスト低減については、概ね目標の達成が見込まれ、生乳、肉用牛については目標を達成し、飼料作物については、目標値を達成するに至らなかった。いずれの品目においても、一層のコスト縮減を図るため、規模拡大による効率化、生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及、農業生産資材費（肥料、農薬、農業機械等）を低減させる低廉な生産資材の普及等を推進する必要がある。</p> <p>② 麦の実需者のニーズへの対応については、新品種作付けシェアに係る目標を達成したが、引き続き、需要に応じた生産を推進するため、麦種、用途ごとの計画的な生産に取り組んでいく必要がある。</p> <p>③ 指定野菜の加工向け出荷数量については集計中ではあるが、現時点で入手可能な指定野菜4品目のデータが前年実績を上回っており、近年の減少傾向に歯止めがかかりつつあると見込まれる。国産野菜のシェアを拡大し、安定供給体制を確立していくため、端境期を中心とした国産野菜の供給不安定要因の解消や産地側の契約取引に取り組むことができる人材育成等を通じて産地における加工・業務用向けの供給体制を強化していく必要がある。なお、平成19年度より野菜の品目別政策が見直されたことにとともに、食料・農業・農村基本計画の生産努力目標の達成に向けた目標に改めることとする。</p> <p>④ 植物新品種の審査期間の短縮については目標を達成したが、今後さらに増加傾向にある出願件数に対応できる体制を整える必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="541 1424 1265 2078"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>米の生産コスト</td> <td>米60kg当たり生産コストを25%低減 (平成27年度：13.0千円/60kg)</td> <td>16.3千円/60kg</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16.7千円/60kg(17)</td> <td>16.7千円/60kg</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>大豆の生産コスト</td> <td>大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減 (平成27年度：17.2千円/60kg)</td> <td>21.8千円/60kg</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22.3千円/60kg(17)</td> <td>21.9千円/60kg</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>目標③</td> <td>生乳生産コスト</td> <td>生乳100kg当たり労働費を2割程度低減 (平成27年：1,689円/100kg)</td> <td>2,005円/100kg</td> <td>1,951円/100kg</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>目標④</td> <td>肉用牛生産コスト</td> <td>生体100kg当たり労働費を2割程度低減 (平成27年：9,394円/100kg)</td> <td>11,155円/100kg</td> <td>10,708円/100kg</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>目標⑤</td> <td>飼料作物生産コスト</td> <td>1TDNkg当たり生産費用を3割程度低減 (平成27年：33円/TDNkg)</td> <td>43.8円/TDNkg</td> <td>45.5円/TDNkg</td> <td>(B)</td> </tr> <tr> <td>目標⑥</td> <td>麦の新品種作付けシェア</td> <td>加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア（都府県） (平成22年度：30.0%)</td> <td>18%</td> <td>18.4%</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>目標⑦</td> <td>指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量</td> <td>指定野菜の加工向け出荷数量 (各年度：前年を超えること)</td> <td>前年を超えること</td> <td>集計中</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>前年を超えること(17)</td> <td>659,400t</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>目標⑧</td> <td>植物新品種の品種登録に係る平均審査期間</td> <td>植物新品種の品種登録に係る平均審査期間 (平成20年度：2.5年)</td> <td>3.4年</td> <td>2.9年</td> <td>(A)</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	米の生産コスト	米60kg当たり生産コストを25%低減 (平成27年度：13.0千円/60kg)	16.3千円/60kg	集計中					16.7千円/60kg(17)	16.7千円/60kg	(A)	目標②	大豆の生産コスト	大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減 (平成27年度：17.2千円/60kg)	21.8千円/60kg	集計中					22.3千円/60kg(17)	21.9千円/60kg	(A)	目標③	生乳生産コスト	生乳100kg当たり労働費を2割程度低減 (平成27年：1,689円/100kg)	2,005円/100kg	1,951円/100kg	(A)	目標④	肉用牛生産コスト	生体100kg当たり労働費を2割程度低減 (平成27年：9,394円/100kg)	11,155円/100kg	10,708円/100kg	(A)	目標⑤	飼料作物生産コスト	1TDNkg当たり生産費用を3割程度低減 (平成27年：33円/TDNkg)	43.8円/TDNkg	45.5円/TDNkg	(B)	目標⑥	麦の新品種作付けシェア	加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア（都府県） (平成22年度：30.0%)	18%	18.4%	(A)	目標⑦	指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量	指定野菜の加工向け出荷数量 (各年度：前年を超えること)	前年を超えること	集計中					前年を超えること(17)	659,400t	(A)	目標⑧	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間 (平成20年度：2.5年)	3.4年	2.9年	(A)
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																																																																				
目標①	米の生産コスト	米60kg当たり生産コストを25%低減 (平成27年度：13.0千円/60kg)	16.3千円/60kg	集計中																																																																					
			16.7千円/60kg(17)	16.7千円/60kg	(A)																																																																				
目標②	大豆の生産コスト	大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減 (平成27年度：17.2千円/60kg)	21.8千円/60kg	集計中																																																																					
			22.3千円/60kg(17)	21.9千円/60kg	(A)																																																																				
目標③	生乳生産コスト	生乳100kg当たり労働費を2割程度低減 (平成27年：1,689円/100kg)	2,005円/100kg	1,951円/100kg	(A)																																																																				
目標④	肉用牛生産コスト	生体100kg当たり労働費を2割程度低減 (平成27年：9,394円/100kg)	11,155円/100kg	10,708円/100kg	(A)																																																																				
目標⑤	飼料作物生産コスト	1TDNkg当たり生産費用を3割程度低減 (平成27年：33円/TDNkg)	43.8円/TDNkg	45.5円/TDNkg	(B)																																																																				
目標⑥	麦の新品種作付けシェア	加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア（都府県） (平成22年度：30.0%)	18%	18.4%	(A)																																																																				
目標⑦	指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量	指定野菜の加工向け出荷数量 (各年度：前年を超えること)	前年を超えること	集計中																																																																					
			前年を超えること(17)	659,400t	(A)																																																																				
目標⑧	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間 (平成20年度：2.5年)	3.4年	2.9年	(A)																																																																				

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、飼料作物の一層の生産コスト縮減を目的として、耕畜連携の強化による水田への飼料作物の作付拡大や生産組織（コントラクター）による効率的な自給飼料生産、水田や遊休農地等における放牧利用の拡大等により、飼料増産への取組を推進するため、「国産粗飼料増産対策事業（拡充）」【1,989(1,722)百万円】、「粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業（新規）」【605(0)百万円】を概算要求した。</p> <p>また、評価結果を踏まえて、加工・業務用需要における国産野菜のシェア拡大のため、「加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業（拡充）」【60(43)百万円】を概算要求した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成 17 年 3 月 25 日</p>	<p>第 1 の 1 の (2)、第 2 の 4 の (2)、第 3 の 2 の (5) のイ、2 の (6) のウ</p>
	<p>21 世紀新農政 2006</p>	<p>平成 18 年 4 月 4 日</p>	<p>I の 4 の (1)</p>

施策名	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換（Ⅲ－⑥）																				
施策の概要	<p>我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制の構築を図る。</p> <p>① エコファーマーの認定件数の増加 たい肥等の土づくりを基本として化学肥料等の使用量を低減するための生産方式を取り入れる農業者であるエコファーマーの認定件数を増やすことにより、意欲的な生産者から環境保全への意識を高め、環境保全を重視した農業生産への転換を図る。</p> <p>② 家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進 地域環境保全型農業推進方針を策定する市町村の占める割合を増やすことにより、地域内における家畜排せつ物から作られるたい肥の需給アンバランスを軽減し、家畜排せつ物の資源としての有効利用を進める体制の構築を図る。</p>																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>エコファーマー認定件数及び地域環境保全型農業推進方針策定市町村率ともに目標を上回ったが、今後以下のような取組が必要である。</p> <p>① エコファーマー認定制度については、その計画実施状況に加え、環境負荷軽減効果についても分析しつつ、引き続き推進を図るべきである。また、現在、エコファーマー制度以外にも農業環境規範や農地・水・環境保全向上対策、GAP手法など、環境保全型農業の推進に関する様々な施策が存在していることから、これらの政策とも効果的に連携しつつ、環境保全を重視した農業生産への転換を進める必要がある。</p> <p>② 家畜排せつ物の地域内利用については、今後ともたい肥の利活用の推進に役立つたい肥生産技術の普及やモデル的な取組への助成等により、施策の効果をより高めるよう取組を計画的に推進する必要がある。</p> <p>なお、各取組が全体としてどのような環境負荷軽減効果をもたらしているかについて、たとえば化学肥料や化学合成農薬、たい肥等の利用状況等の定量的で明確な指標に見直すべきである。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1039 1441 1330"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度 目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数（エコファーマー）</td> <td>エコファーマー認定件数 （平成21年度：200,000件）</td> <td>124,156 件</td> <td>127,266件</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進</td> <td>地域環境保全型農業推進方針策定市町村率 （平成22年度：64%）</td> <td>50%</td> <td>50.8%</td> <td>(A)</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況	目標①	持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数（エコファーマー）	エコファーマー認定件数 （平成21年度：200,000件）	124,156 件	127,266件	(A)	目標②	家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進	地域環境保全型農業推進方針策定市町村率 （平成22年度：64%）	50%	50.8%	(A)
		達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況																
目標①	持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数（エコファーマー）	エコファーマー認定件数 （平成21年度：200,000件）	124,156 件	127,266件	(A)																
目標②	家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進	地域環境保全型農業推進方針策定市町村率 （平成22年度：64%）	50%	50.8%	(A)																
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、環境と調和のとれた持続的な農業生産活動をさらに推進するに当たり、環境と調和し、消費者ニーズに即した取組である有機農業を推進するため、「有機農業総合支援対策（拡充）」【501(54)百万円】を概算要求した。</p>																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																		
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の2の(4)、第3の2の(8)のア及びイ、食料・農業・農村基本計画工程表																		

<p>施策名</p>	<p>意欲と能力のある担い手の育成・確保 (IV-⑦)</p>																								
<p>施策の概要</p>	<p>農業従事者の減少と高齢化、規模拡大の遅れなど、現状の農業構造のままでは、国内農業生産の維持が困難になることから、認定農業者の育成、担い手に対する農地の利用集積及び、新規就農の促進を推進することにより、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、強靱な農業構造を確立する。</p> <p>① 担い手の育成・確保 平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成27年の「効率的かつ安定的な家族農業経営」を33～37万と掲げていることを踏まえ、「効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む認定農業者」を育成する。</p> <p>② 担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進 「農業構造の展望」において、効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積されるとしていることを踏まえ、これらの農業経営への農地の利用集積を促進する。</p> <p>③ 人材の育成・確保 「農業構造の展望」の農業労働力の見通しにおいて、新規就農者（39歳以下）が毎年12千人程度で継続すると見込んでいることを踏まえ、新規就農青年の確保を図る。</p>																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>担い手の育成・確保については、施策は有効であると考えられることから、引き続き現在の施策を推進するとともに、認定農業者の着実な経営改善など更なる担い手の育成・確保に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>担い手への農地利用集積については、現在の施策における推進上の課題が明らかになっていることから、今後、農地政策の再構築に向けて設置された「農地政策に関する有識者会議」など、各方面での検証・検討を踏まえ、担い手への農地の面的集積の加速化に向けた具体的な取組を推進する必要がある。</p> <p>人材の育成・確保については、施策は有効であると考えられることから、引き続き現在の施策を推進するとともに、今後、質の高い農業者の育成を図るため、きめ細かな就農支援を行う必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1084 1453 1514"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>担い手の育成・確保</td> <td>農業経営改善計画の認定数 (平成21年度 30.8万経営体 (毎年度1.6万経営体))</td> <td>26.0万経営体</td> <td>28.3万経営体 (速報値)</td> <td>171.9% (A)</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進</td> <td>担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積面積 (平成21年度 217万ha (毎年度10.7万ha))</td> <td>184.8万ha</td> <td>181.8万ha (推計値)</td> <td>86.0% (B)</td> </tr> <tr> <td>目標③</td> <td>人材の育成・確保</td> <td>新規就農青年数の確保者数 (平成21年度 12千人/年)</td> <td>12千人/年</td> <td>11.3千人/年 (推計値)</td> <td>94.2% (A)</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	担い手の育成・確保	農業経営改善計画の認定数 (平成21年度 30.8万経営体 (毎年度1.6万経営体))	26.0万経営体	28.3万経営体 (速報値)	171.9% (A)	目標②	担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進	担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積面積 (平成21年度 217万ha (毎年度10.7万ha))	184.8万ha	181.8万ha (推計値)	86.0% (B)	目標③	人材の育成・確保	新規就農青年数の確保者数 (平成21年度 12千人/年)	12千人/年	11.3千人/年 (推計値)	94.2% (A)
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																				
目標①	担い手の育成・確保	農業経営改善計画の認定数 (平成21年度 30.8万経営体 (毎年度1.6万経営体))	26.0万経営体	28.3万経営体 (速報値)	171.9% (A)																				
目標②	担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進	担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積面積 (平成21年度 217万ha (毎年度10.7万ha))	184.8万ha	181.8万ha (推計値)	86.0% (B)																				
目標③	人材の育成・確保	新規就農青年数の確保者数 (平成21年度 12千人/年)	12千人/年	11.3千人/年 (推計値)	94.2% (A)																				
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>担い手の育成・確保については、評価結果を踏まえ、引き続き現在の施策を推進するとともに、認定農業者の着実な経営改善など更なる担い手の育成・確保に向けた取組を推進するため、19年産からスタートした品目横断的経営安定対策の着実な実施や、小規模な農業者も安心して集落営農に参加できるような支援を充実し実施するために必要な経費を概算要求した。</p> <p>「農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金」【150,023(139,549)百万円】 「農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金」【44,372(0)百万円】 「みんなが参加できる集落営農推進事業（新規）」【540(0)百万円】 「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（拡充）」【10(4)百万円】</p> <p>担い手への農地利用集積の促進については、評価結果を踏まえ、担い手への農地の面的集積の加速化に向けた具体的な取組を推進するため、面的集積促進基金を設置し、奨励金の交付を行うことにより、地域内農地の出し手・受け手に対して新たな面的集積システムへの参加を促すなど、農地政策改革関連の総合的な対策を実施するために必要な経費を概算要求した。</p> <p>「担い手面的集積加速化支援事業（新規）」【9,000(0)百万円】 「面的集積条件整備事業（新規）」【81(0)百万円】 「面的集積組織支援推進事業（新規）」【403(0)百万円】</p> <p>人材の育成・確保については、評価結果を踏まえ、引き続き現在の施策を推進するとともに、今後、質の高い農業者の育成を図るため、団塊世代、若者等が経験がなくても農業に就けるよう、情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着の各段階に対応したきめ細かな支援を行うとともに、再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく新分野への進出への支援等を充実し、若者等</p>																								

	の農業参入・定着の後押しを行うために必要な経費を概算要求した。 「農業再チャレンジ支援事業（拡充）」【687（641）百万円】		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 166 回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	<p>地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化・重点化を図ります。</p> <p>様々な事情や困難を抱える人たちも含め、挑戦する意欲を持つ人が、就職や学習に積極的にチャレンジできるよう、今般取りまとめた「再チャレンジ支援総合プラン」に基づき、全力をあげて取り組みます。</p> <p>社会の第一線をリタイアされた方が、誇りをもって第二の人生に取り組む場を提供することも大切なことです。熟練の腕を活かした再就職や、農林漁業への就業の支援、開発途上国に対する技術協力への機会の提供など、高齢者や団塊の世代の活躍の場を拡大します。</p>
	第 165 回国会内閣総理大臣所信表明演説	平成 18 年 9 月 29 日	<p>再チャレンジ職場体験制度の創設や団塊世代などベテラン人材の再雇用の促進といった、再び仕事を始めるためのハードルを引き下げる取組も行います。2010 年までにフリーターをピーク時の 8 割に減らすなど、女性や高齢者、ニートやフリーターの積極的な雇用を促進します。</p>
	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年 3 月 25 日	第 3 の 2 の (1)、(2)、(3)、(4)

施策名	担い手への経営支援の条件整備 (IV-⑧)
施策の概要	<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、担い手の経営を支援する各種条件を整備する。</p> <p>① 効果的・効率的な普及事業の推進 担い手に対して、地域の特性や個々の担い手に応じ、農業者の技術・経営に関する普及指導を、関係機関と連携して実施することによって、高度な技術と高い経営能力を身につけた農業経営の発展を図る。</p> <p>② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 農協系統組織への国の指導・助言の強化により、営農指導の強化、生産資材のコスト引き下げなど、農協系統組織の果たすべき役割の充実を図り、担い手を中心とした農業者の経営発展を図る。</p> <p>③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用 災害によって農業の再生産が阻害されることを防止し、セーフティネットとしての農業災害補償制度の適切な運用を図ることによって、担い手が被災した場合の経営の安定を図る。</p>

【評価結果の概要】

普及事業の推進については、全国の普及指導センターのほとんどで目標を達成し、施策は有効であると考えられることから、引き続き現在の施策を推進するとともに、新たな農政課題にも対応する普及指導員の資質の向上等を推進する必要がある。

農協系統組織の取組の中には、目標の達成に至らなかった項目もあり、施策の有効性の向上が必要である。そのため、より一層、適切な指導・助言を行うことにより、残された課題である経済事業を中心とした改革を促進する必要がある。

被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度については、災害発生時の早期支払いができており、引き続き適切な運用を図るとともに、今後、適切かつ迅速な損害評価及び農業共済金の早期支払の観点から、将来の損害評価体制の検討を行う必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

		達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況
目標①	効果的・効率的な普及事業の推進	全国の普及指導センター各々が普及課題ごとに設定した目標のうち、達成率が5割以上となった目標数の割合 a. 担い手の育成に関する課題 b. 技術の普及に関する課題 (平成21年度 100%)	a. 100% b. 100%	a. 96.0% b. 97.7%	96.8% (A)
目標②	農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言	a. 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進 ・生産資材コストが現状より低下すること ・営農指導機能が現状より強化されること b. 農協合併の促進及び組織運営体制整備 ・合併構想の早期実現と経営管理体制の強化 c. 信用事業の健全性の確保 ・自己資本比率4%（農林中央金庫は8%）以上を確保すること ・破たん時において迅速に貯金者の保護を図ること d. 共済事業の健全性の確保 ・支払余力比率200%以上を確保すること		a. 生産資材コストチャレンジプランの重点10項目のうち5項目で目標達成 ・統一的な資格認証試験制度導入都道府県農業協同組合中央会数が22箇所と対前年同 b. 総合農協数が865から832に減少 ・経営管理委員会制度を導入した農協数(集計中) ・女性理事参画の農協が368から405へ増加 (参考データ) c. 早期是正措置の発動事例なし ・破たん事例なし d. 早期是正措置の発動事例なし	有効性の向上が必要である
目標③	被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること		標準処理期間内(30日)に99.5%を処理	概ね有効

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>普及事業の推進については、評価結果を踏まえ、引き続き現在の施策を推進するとともに、新たな農政課題にも対応する普及指導員の資質の向上等を推進するため、研修ニーズや普及現場における技術的課題、民間の研究開発動向等を把握するための調査を行い、普及指導員に対し、喫緊の農政課題に対応した革新的農業技術等に関する知識や技能を習得させるための研修の内容や方法等の検討を実施する。また、革新的な新技術や民間が開発した先導的な農業技術の研修を実施することにより、普及指導員の知識の向上を図るとともに、意欲ある担い手や経営体のニーズに応えた技術の高度化を図るために必要な経費を概算要求した。</p> <p>「革新的農業技術習得支援事業委託費（新規）」【24（0）百万円】</p> <p>被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度については、引き続き適切な運用を図るとともに、今後、適切かつ迅速な損害評価及び農業共済金の早期支払の観点から、将来の損害評価体制の検討を行うため、現行の損害評価員による検見に基づく収量把握の方法に代え、衛星画像を活用した新たな損害評価方法を確立するための事業を実施することにより、大災害時も含め、安定的かつ効率的な損害評価の実施及び科学的、客観的な損害評価方法の導入による一層の損害評価結果の公平性確保、農家の理解の獲得に資するために必要な経費を概算要求した。</p> <p>「農業共済事業運営基盤強化対策費補助金（拡充）」【340（304）百万円】</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第166回国会内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化・重点化を図ります。</p>
	<p>第164回国会内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成18年1月20日</p>	<p>模倣品・海賊版の取締強化や特許審査の迅速化など、知的財産を創造し、保護・活用するための基盤を整備します。</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年3月25日</p>	<p>第3の2の（1）のア、（4）のウ、（6）のア、ウ、第3の4</p>

施策名	農地、農業用水等の整備・保全（V-⑨）
施策の概要	<p>農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する。</p> <p>① 優良農地の確保・保全 農業の持続的発展を図るため、集団的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これら農地等における農業災害の発生を防止する。</p> <p>② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 望ましい農業構造を確立するため、農業生産基盤の整備を通じて、生産性の高い営農を行う意欲と能力のある経営体に、良好な営農条件を備えた農地の利用集積を進める。</p> <p>③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 農業用排水施設の適切な保管理や更新整備による有効活用等により、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。</p> <p>④ 農地海岸の保全・海辺の再生 津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらされている農地等を減少させる。</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																	
	平成18年度については、全ての指標の達成状況が良好であることから、講じた政策手段は概ね有効であったものと考えられる。																																	
	優良農地の確保、特に耕作放棄地の解消は喫緊の課題であり、望ましい農業構造を確立するためにも不可欠である。したがって、優良農地である農振農用区域内に含まれている耕作放棄地については、その発生状況等について速やかに的確な把握を行うとともに、効果的な解消・発生防止策を講じるべきである。また、生産性の向上や食料供給力の確保を図るため、農業生産基盤の整備を通じた担い手への農地の利用集積を引き続き推進する必要がある。																																	
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度 目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>優良農地の確保・保全</td> <td>a 優良農地の減少傾向に歯止めをかける（平成21年度 405万ha） b 被害の発生するおそれのある農用地を減少させる（平成19年度 延べ76万ha）</td> <td>a 406万ha b 81万ha</td> <td>a 407.5万ha b 81.1万ha</td> <td>(注) 99% (A)</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>基盤整備による担い手への農地利用集積の促進</td> <td>基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体を利用集積された農地面積の割合の増加（毎年度 20ポイント以上の増加を確保する）</td> <td>20ポイント</td> <td>18ポイント</td> <td>90% (A)</td> </tr> <tr> <td>目標③</td> <td>農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保</td> <td>安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保する（毎年度 各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保）</td> <td>9,982km</td> <td>9,652km</td> <td>97% (A)</td> </tr> <tr> <td>目標④</td> <td>農地海岸の保全・海辺の再生</td> <td>津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長 a 津波・高潮：2.2万haに減少 （基準：平成14年度 3.5万ha →目標：平成19年度 2.2万ha） b 地震：6,700haに減少 （基準：平成14年度 8,200ha →目標：平成19年度 6,700ha） c 海辺の再生：53kmに増加 （基準：平成14年度 40km →目標：平成19年度 53km）</td> <td>a 2.47万ha b 7,000ha c 50.2km</td> <td>a 2.51万ha b 7,000ha c 49.6km</td> <td>97% (A)</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況	目標①	優良農地の確保・保全	a 優良農地の減少傾向に歯止めをかける（平成21年度 405万ha） b 被害の発生するおそれのある農用地を減少させる（平成19年度 延べ76万ha）	a 406万ha b 81万ha	a 407.5万ha b 81.1万ha	(注) 99% (A)	目標②	基盤整備による担い手への農地利用集積の促進	基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体を利用集積された農地面積の割合の増加（毎年度 20ポイント以上の増加を確保する）	20ポイント	18ポイント	90% (A)	目標③	農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保する（毎年度 各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保）	9,982km	9,652km	97% (A)	目標④	農地海岸の保全・海辺の再生	津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長 a 津波・高潮：2.2万haに減少 （基準：平成14年度 3.5万ha →目標：平成19年度 2.2万ha） b 地震：6,700haに減少 （基準：平成14年度 8,200ha →目標：平成19年度 6,700ha） c 海辺の再生：53kmに増加 （基準：平成14年度 40km →目標：平成19年度 53km）	a 2.47万ha b 7,000ha c 50.2km	a 2.51万ha b 7,000ha c 49.6km
		達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況																													
目標①	優良農地の確保・保全	a 優良農地の減少傾向に歯止めをかける（平成21年度 405万ha） b 被害の発生するおそれのある農用地を減少させる（平成19年度 延べ76万ha）	a 406万ha b 81万ha	a 407.5万ha b 81.1万ha	(注) 99% (A)																													
目標②	基盤整備による担い手への農地利用集積の促進	基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体を利用集積された農地面積の割合の増加（毎年度 20ポイント以上の増加を確保する）	20ポイント	18ポイント	90% (A)																													
目標③	農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保する（毎年度 各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保）	9,982km	9,652km	97% (A)																													
目標④	農地海岸の保全・海辺の再生	津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長 a 津波・高潮：2.2万haに減少 （基準：平成14年度 3.5万ha →目標：平成19年度 2.2万ha） b 地震：6,700haに減少 （基準：平成14年度 8,200ha →目標：平成19年度 6,700ha） c 海辺の再生：53kmに増加 （基準：平成14年度 40km →目標：平成19年度 53km）	a 2.47万ha b 7,000ha c 50.2km	a 2.51万ha b 7,000ha c 49.6km	97% (A)																													
(注) 目標①の達成状況において、達成目標 a については、目標値は2005年農林業センサス（農山村地域調査）をもとに算定した推計値を、実績値には農業資源調査に基づく数値を使用しており、値が連続しないことから、加味していない。																																		

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、耕作放棄地を解消・発生防止するため、耕作放棄地緊急対策を実施し、耕作放棄地の位置、面積、現況等の実態を把握するとともに、担い手による農地利用を促進するほか、集落等での保全管理など、総合的な対策を実施することとした。</p> <p>さらに、担い手の効率的な営農の実現のため、基盤整備を契機とした面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積を支援することとした。</p> <p>また、農業用排水施設の機能を的確に把握する機能診断や施設の長寿命化に資する予防保全対策等を行うとともに、更新適期における計画的・機動的な更新整備や適切な保全管理に取り組みつつ、農村の安全・安心の確保を図ることとしている。</p> <p>(平成 20 年度概算要求額：交付金の内数 39,911 百万円、その他 542,330 百万円[19 年度予算：交付金の内数 34,088 百万円、その他 543,985 百万円])</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第 166 回国会施政方針演説</p>	<p>平成 19 年 1 月 26 日</p>	<p>意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。</p> <p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保と、美しい環境を守ることは、政府の大きな責務であります。</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成 17 年 3 月 25 日</p>	<p>第 3 の 2 の (3)、(7)</p>
	<p>土地改良長期計画</p>	<p>平成 15 年 10 月 10 日</p>	<p>意欲と能力のある経営体の育成、安定的な用水供給機能等の確保、農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献</p>
	<p>社会資本整備重点計画</p>	<p>平成 15 年 10 月 10 日</p>	<p>津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積、地震時に防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の解消、失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合</p>

施策名	都市との共生・対流等による農村の振興（V-⑩）																																				
施策の概要	<p>都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図る。</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 広く国民がゆとりのある生活を享受できるようにするため、交流人口を増加させ都市との共生・対流を進めるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供するため、市民農園等を増加させ、都市農業の振興を図る。</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 中山間地域等において、農業者等の安定した所得の確保により、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等総合的な施策の推進による農村経済の活性化を図る。</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現 良好な農村景観の形成など、地域の特色を活かした自ら考え行動する意欲あふれた取組を推進するとともに、汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施すること等により、豊かで住みよい農村の実現を図る。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>農村地域の振興を図るための諸施策については、概ね良好な結果となっている。しかし、農村人口の減少や高齢化が進行し、活力が低下している中で、農村地域を活性化し、農村等が有する多面的機能を発揮していくためには、地域の知恵や資源の活用、持続的・自立的発展に向けた地域の創意工夫をより一層後押しすることが必要となっている。</p> <p>十分な成果には至っていない都市と農村の共生・対流については、団塊の世代や若者の活力を活用した地域の取組を積極的に支援する「農山漁村活性化プロジェクト」を推進し、今後は農村等への定住、二地域居住の促進を含めた関係府省との連携強化を図るとともに、自ら考えて行動し共生・対流を促進するような自治体や民間団体の取組等を積極的に支援し、こうした地域の自主的な取組を全国運動として展開していくことが必要である。</p> <p>また、良好な農村景観を形成することにより、個性ある魅力的な地域づくりにつなげるためには、その有効な手法を検討すること等が必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="376 1122 1473 1570"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">目標①</td> <td rowspan="2">都市と農村の交流の促進、都市農業の振興</td> <td>グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)</td> <td>814万人</td> <td>795万人</td> <td rowspan="2">76.3% (B)</td> </tr> <tr> <td>都市的地域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)</td> <td>13.2万区画</td> <td>12.7万区画 (暫定値)</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進</td> <td>中山間地域の戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)</td> <td>485万円</td> <td>448万円 (暫定値)</td> <td>92.4% (A)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">目標③</td> <td rowspan="3">意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現</td> <td>景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)</td> <td>5計画</td> <td>1計画</td> <td rowspan="3">87.2% (B)</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%)</td> <td>49.4%</td> <td>55.7% (暫定値)</td> </tr> <tr> <td>事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)</td> <td>100%</td> <td>80.7%</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)	814万人	795万人	76.3% (B)	都市的地域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)	13.2万区画	12.7万区画 (暫定値)	目標②	中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)	485万円	448万円 (暫定値)	92.4% (A)	目標③	意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)	5計画	1計画	87.2% (B)	農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%)	49.4%	55.7% (暫定値)	事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)	100%	80.7%
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																																
目標①	都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(平成21年度:880万人)	814万人	795万人	76.3% (B)																																
		都市的地域における市民農園の区画数(平成21年度:15万区画)	13.2万区画	12.7万区画 (暫定値)																																	
目標②	中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の戸当たり農家総所得の維持(各年度485万円を維持)	485万円	448万円 (暫定値)	92.4% (A)																																
目標③	意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	景観農業振興地域整備計画の策定数(平成21年度:50計画)	5計画	1計画	87.2% (B)																																
		農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率(平成19年度:52%)	49.4%	55.7% (暫定値)																																	
		事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値(各年度100%)	100%	80.7%																																	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>都市と農村の共生・対流等が十分な成果には至っていない中で、農村地域を活性化するためには、地域の知恵や資源の活用、地域の創意工夫をより一層後押しすることが必要との評価結果を踏まえ、</p> <p>① 都市と農山漁村の共生・対流の国民的な運動を活発化するための「賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業(新規)」【115(0)百万円】</p> <p>② 総務省・文部科学省等との連携により、子ども達の宿泊体験活動のための受入拠点施設の整備等を推進する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」【39,911(34,088)百万円】</p> <p>③ 都市と農村の共生・対流を促進するための新たなモデルの構築等(ソフト)や都市住民との交流促進の観点から、都市農業の振興に必要な施設等の整備(ハード)を支援する「広域連携共生・対流等対策交付金」【1,132(800)百万円】</p> <p>④ 集落等の協働による農村活性化を促進するための「農村のつながり再生手法検討調査委託(新規)」【18(0)百万円】</p> <p>⑤ 地域住民、NPO等の協働により持続可能で活力ある農山漁村を実現するモデル的な取組を行う地域を支援するための「農山漁村地域力発掘支援モデル事業(新規)」【1,700(0)百万円】等に必要経費を概算要求した。</p>																																				
関係する施政方針演説等内閣の	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																		

重要政策（主なものの）	第 166 回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	(魅力ある地方の創出) ・・・都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組みます。
	21 世紀新農政 2006	平成 18 年 4 月 4 日	V. 地域 自ら考え行動する農山漁村の活性化
	21 世紀新農政 2007	平成 19 年 4 月 4 日	V-1 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し
	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年 3 月 25 日	第 3 の 3 の (1)、(2)、(3)、(4)
	土地改良長期計画	平成 15 年 10 月 10 日	第 2 の 1 の【個性ある美しい村づくり】 (目指す主な成果) 汚水処理人口普及率、農業集落排水処理人口普及率

<p>施策名</p>	<p>森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 (VI-⑪)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、国民のニーズに応えた多様で健全な森林への誘導、国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進等が必要であることから、多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備、森林の保全の確保、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用、山村の活性化等に関する施策を推進する。</p> <p>① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO₂の吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。</p> <p>② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進 国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす。</p> <p>③ 山地災害等の防止 国土保全の観点から、山地災害のおそれがある約13万6千集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い集落について重点的に保全対策を実施し、災害の未然防止を図る。</p> <p>④ 森林病虫害等の被害の防止 森林病虫害等による被害で最も深刻な松くい虫の被害について、保全すべき松林における被害率を、全国的に1%未満の「微害」レベルにするとともに、他の森林病虫害やシカ等の野生鳥獣による森林被害等を防止し、健全な森林の維持を図る。</p> <p>⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業等による森林づくりや里山林の再生活動促進等により、国民参加の森林づくりを一層推進する。</p> <p>⑥ 山村地域の活性化 森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者、林業就業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>各目標は概ね順調に推移しているものの、森林吸収源対策については、最新のデータに基づき試算した結果、現行の整備水準では森林吸収目標1,300万炭素トンの達成が困難と見込まれることから、追加的な森林整備を実施するなど、今後とも森林吸収源対策を着実に推進することが必要である。</p> <p>また、近年、特に局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まっており、地域的に甚大な被害が発生しやすい状況にあることから、我が国の自然条件や近年の山地災害の発生形態の変化を踏まえ、治山施設の設置等を推進することにより、豪雨、地震、流木等による山地災害を防止し、地域の安全性を向上させていくことが必要である。</p> <p>平成19年2月23日の「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」において、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の公益的機能を有し、国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開することが確認・了承された。今後は幅広い国民の理解と協力のもと官民一体となってこの運動を展開することとしており、この運動を通じて、森林の有する多様な機能が十全に発揮され、良好な状態に維持されている森林と緑豊かな国土を未来に引き継いでいくことが重要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況
目標①	重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。 (7) 水土保全機能 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (基準 H15:63% → H20:66%) (4) 森林の多様性 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (基準 H15:31% → H20:35%) (9) 森林資源の循環利用 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (基準 H15:8億4千万m ³ → H20:9億6千万m ³)	100% (7) 64.46% (4) 33.4% (9) 91.9千万m ³	97% (7) 63.51% (見込み値) (4) 33.58% (見込み値) (9) 91.3千万m ³ (見込み値)	97% (A)
目標②	国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする(各年度)。	100%	92%	92% (A)
目標③	山地災害等の防止	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。 (基準 H15:4万8千集落 → H20:5万2千集落)	5万4百集落	5万2百集落 (見込み値)	92% (A)
目標④	森林病害虫等の被害の防止	松くい虫被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる(被害率が1%未満の「微害」に抑えられている)都府県の割合を100%とする(各年度)。	100%	67% (見込み値)	67% (B)
目標⑤	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	森林内で自発的に活動する団体数を増加させる。 (基準 H15:1,165団体 → H18:1,600団体)	1,600団体	1,863団体	116% (A)
目標⑥	山村地域の活性化	山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ以下の指標を用いて全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。 (7) 全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比 (4) 森林資源を積極的に利用している流域の数 (H15:約10流域 → H20:約20流域) (9) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数 (H20:80万人)		(7) 123% (見込み値) (4) 17流域 (見込み値) (9) 58万人 (見込み値)	有効性の向上が必要である。

政策評価の結果の政策への反映状況

○予算要求

(目標①重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進)

評価結果を踏まえ、地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承のために「美しい森林づくり」を推進する。具体的には、平成19年度予算で措置した農林水産省を挙げての森林整備の取組の継続、間伐予算への一層の重点化、民間活力を活かした新たな整備手法の導入などに取り組むため「高齢級森林整備特別対策事業費(新規)」【1,000(0)百万円】を概算要求した。

(目標②国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進)

評価結果を踏まえ、森林の減少・劣化問題など持続可能な森林経営を阻害する問題について国際協調の下での対策を促進するため「熱帯林資源動態把握支援事業費(新規)」【40(0)百万円】を概算要求した。

(目標③山地災害等の防止)

評価結果を踏まえ、山地災害の危険性の高い地区において、既存の治山施設の防災機能を強化することにより、大規模な崩壊や土石流等の山地災害による被害を効果的・効率的に防止・軽減するため「治山施設機能強化事業費(新規)」【1,600(0)百万円】を概算要求した。

(目標④森林病害虫等の被害の防止)

評価結果を踏まえ、特に被害の先端地域である東北地方等の寒冷な地域において松くい虫被害の北上を阻止するため、国、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施する「森林害虫駆除事業委託費(継続)」【151(151)百万円】を引き続き概算要求した。

(目標⑤国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

評価結果を踏まえ、多様な主体による森林づくり活動のサポート体制の整備を図るとともに、森づくり活動の質の向上や継続性を確保するための技術向上、安全確保等の習得や、森づくり活動の評価手法の活用などに対する支援等を行うため「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業費(拡充)」【475(169)百万円】を概算要求した。

	<p>(目標⑥山村地域の活性化)</p> <p>評価結果を踏まえ、山村地域の雇用機会の増大や都市との共生・対流、定住の促進に資する総合的な対策を実施する。事業実行に当っては、新たに、PDCAサイクルの考え方を導入するとともに、取組の中心となる人材の育成、既存の施設整備事業との連携を図り、山村振興を確かなものとするため「山村再生総合対策事業費(新規)」【300(0)百万円】を概算要求した。</p> <p>○機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、森林整備に係る新法への対応に伴い、必要な定員を要求した。(定員要求：1名) ・ 評価結果を踏まえ、美しい森林づくり推進国民運動を推進するための体制強化に伴い、必要な定員を要求した。(定員要求：3名) 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第166回国会施政方針演説</p> <hr/> <p>森林・林業基本計画</p>	<p>平成19年1月26日</p> <hr/> <p>平成18年9月8日</p>	<p>(「健全で安心できる社会」の実現)</p> <p>「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。</p> <p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p>

施策名	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進（VI-⑫）																		
施策の概要	<p>森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を担う林業の持続的かつ健全な発展並びにこれを通じた森林の適正な整備及び保全を図るため、林業の担い手確保、望ましい林業構造の確立、国民の需要に即した林産物の供給及び利用等に関する施策を推進する。</p> <p>① 望ましい林業構造の確立 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。</p> <p>② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する。</p>																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>望ましい林業構造の確立については、素材生産の労働生産性の向上や森林組合による施業受託面積の増加等が見られ、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいるものと考えられるが、国産材の競争力を高め、林業の採算性を向上させるためには、さらに施業の集約化や路網と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進していくことが必要である。</p> <p>国産材の供給・利用量については、4年連続して前年を上回る結果となり、着実に増加している状況であるが、平成27年の目標達成に向け、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給による国産材製品に対する信頼性の向上を推進するとともに、消費者の視点に立った製品開発や木材の良さ、国産材利用の意義等を広めるなどの利用拡大のための普及啓発活動を一層推進していくことが必要である。</p> <p>さらに、利用されずに森林内に残されていた小径材等の木質バイオマスの利用を推進し、木材を総合的に利用することにより林業の採算性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="371 1048 1465 1975"> <thead> <tr> <th></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>望ましい林業構造の確立 (7) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる。 (素材生産 基準 H17:48% → H27:60%) (造林・保育面積 基準 H17:58% → H27:70%) (4) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 (基準 H17:2,200 → H27:2,600) 平成18年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。 指標(1) 素材生産の労働生産性が向上すること 指標(2) 高性能林業機械の普及台数が増加すること 指標(3) 森林組合に占める中核組合の割合が増加すること 指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）が増加すること</td> <td></td> <td>(実績値は2010年農林業センサスにより把握) 指標(1) H16: 4.51m³/人日 → H17: 4.74 m³/人日 指標(2) H16: 2,726台 → H17: 2,909台 指標(3) H16: 26% → H17: 34% (見込み値) 指標(4) H16: 587,190ha → H17: 608,093ha (見込み値)</td> <td>有効性の向上が必要である。</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 国産材の供給・利用量を拡大する。 (基準 H16:17,333千m³ → H27:23,000千m³)</td> <td>16,946千m³</td> <td>18,197千m³ (見込み値)</td> <td>(A)</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	望ましい林業構造の確立 (7) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる。 (素材生産 基準 H17:48% → H27:60%) (造林・保育面積 基準 H17:58% → H27:70%) (4) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 (基準 H17:2,200 → H27:2,600) 平成18年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。 指標(1) 素材生産の労働生産性が向上すること 指標(2) 高性能林業機械の普及台数が増加すること 指標(3) 森林組合に占める中核組合の割合が増加すること 指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）が増加すること		(実績値は2010年農林業センサスにより把握) 指標(1) H16: 4.51m ³ /人日 → H17: 4.74 m ³ /人日 指標(2) H16: 2,726台 → H17: 2,909台 指標(3) H16: 26% → H17: 34% (見込み値) 指標(4) H16: 587,190ha → H17: 608,093ha (見込み値)	有効性の向上が必要である。	目標②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 国産材の供給・利用量を拡大する。 (基準 H16:17,333千m ³ → H27:23,000千m ³)	16,946千m ³	18,197千m ³ (見込み値)	(A)
	達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況															
目標①	望ましい林業構造の確立 (7) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる。 (素材生産 基準 H17:48% → H27:60%) (造林・保育面積 基準 H17:58% → H27:70%) (4) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 (基準 H17:2,200 → H27:2,600) 平成18年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。 指標(1) 素材生産の労働生産性が向上すること 指標(2) 高性能林業機械の普及台数が増加すること 指標(3) 森林組合に占める中核組合の割合が増加すること 指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）が増加すること		(実績値は2010年農林業センサスにより把握) 指標(1) H16: 4.51m ³ /人日 → H17: 4.74 m ³ /人日 指標(2) H16: 2,726台 → H17: 2,909台 指標(3) H16: 26% → H17: 34% (見込み値) 指標(4) H16: 587,190ha → H17: 608,093ha (見込み値)	有効性の向上が必要である。															
目標②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 国産材の供給・利用量を拡大する。 (基準 H16:17,333千m ³ → H27:23,000千m ³)	16,946千m ³	18,197千m ³ (見込み値)	(A)															
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○予算要求 (目標①望ましい林業構造の確立) 評価結果を踏まえ、平成20年度においては、林業の担い手の支援と地域の活性化を図るため、低コスト施業等の多様な技術を有する人材の育成・定着、「森林施業プランナー」の養成の加速化、</p>																		

	<p>また、路網と高性能林業機械の組み合わせによる低コスト作業システムの普及・定着の促進のため、高性能林業機械の導入の円滑化等に必要な経費を概算要求した。</p> <p>「緑の雇用担い手対策事業」【6,700(6,700)百万円】、「林業事業体就業環境改善対策費(新規)」【27(0)百万円】、「施業集約化・供給情報集積事業(拡充)」【621(559)百万円】、「がんばれ!地域林業サポート事業(新規)」【270(0)百万円】</p> <p>(目標②木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成20年度においては、地域材生産・物流拠点など木材加工流通施設の整備による木材産業の構造改革等を推進する。また、林地残材等の未利用木質資源を利活用する新たな産業を創出し、林業の採算性の向上につなげていく取組を実施するために必要な経費を概算要求した。</p> <p>「森林・林業・木材産業づくり交付金のうち地域材生産・物流拠点整備(新規)」【11,681(9,756)百万円の内数】、「住宅分野への地域材供給支援事業(拡充)」【266(209)百万円】、「未利用木質資源利用地域再生ニュービジネス創出支援事業(新規)」【1,980(0)百万円】</p> <p>○機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、国産材製品の品質・性能の向上に向けた業務の強化に伴い、必要な定員を要求した。(定員要求:1名) ・ 評価結果を踏まえ、未利用木質資源利用推進対策等に係る事務の強化に伴い、必要な定員を要求した。(定員要求:1名) 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第166回国会施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>(「健全で安心できる社会」の実現) 「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。</p> <p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>4 林産物の供給及び利用に関する目標</p>
<p>森林・林業基本計画</p>	<p>平成18年9月8日</p>		

施策名	水産物の安定供給の確保（VII-⑬）																								
<p>施策の概要</p>	<p>国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する。</p> <p>① 主な栽培漁業対象魚種及び養殖漁業等の生産量の確保 水産基本計画に定められた自給率達成のため、消費者にとって関心の高い魚種のふ化・放流を国、地方及び漁業者の役割分担を明確にしつつ、積極的に行うとともに、計画的で環境と調和した養殖業を推進し、平成18年度には、関係漁業生産量2,016千トンを確保する。</p> <p>② 資源回復計画の確実な実施 資源回復計画の確実な実施を図るため、漁業者を始めとする関係者が行うべき具体的な実施計画が確実に実施されているかを検証する。</p> <p>③ 国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大 公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力してその管理を行っていることから、水産資源の持続的利用を図るため、地域漁業管理機関による資源管理措置の推進を図るとともに、関係国との漁業協定を通じ我が国漁業の漁場の維持及び開発を図る。</p>																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>主な栽培漁業対象魚種及び養殖漁業等の生産量の確保については、施策は一定の効果は発現しているものの、予測の範囲を超えた外的な要因で目標値達成はできなかった。水産基本計画による自給率目標の設定を受けて関係漁業の漁業生産量の平成29年の自給率目標値の達成を図るためには、より一層の積極的な水産資源の増大に資する施策を実施していく必要がある。そのため、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の養殖及び放流を推進するとともに、養殖漁場の改善の促進、水質の保全や水産動植物の繁殖地の保護・整備により、養殖漁場環境や稚魚期の漁場生息環境・産卵場の回復を図っていくことが必要である。</p> <p>資源回復計画の着実な実施については、平成18年中に作成された資源回復計画13計画の中10計画において早期に漁獲努力量削減実施計画を作成しており、達成状況はBランクであった。今後、資源回復計画策定から半年以内に漁獲努力量削減実施計画の策定がなされるよう施策の推進を図っていくこととする。</p> <p>国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大による水産資源の管理については、我が国周辺水域では、資源水準の多くが低位にある中で、漁獲努力量削減の取組が着実に増加している。また、排他的経済水域外においては、平成18年度に新たに漁業協定を締結しており、今後はこの管理体制の下、より一層の資源管理の推進を図ることが重要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="427 1256 1401 1599"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>主な栽培漁業対象魚種及び養殖漁業等の生産量の確保</td> <td>平成18年度 2,016トン (1,944トン：注1)</td> <td>2,016千トン (1,944千トン)</td> <td>1,809千トン</td> <td>-32.4% (-) 注2</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>資源回復計画の着実な実施</td> <td>漁獲努力量削減実施計画の 早期策定 毎年度100%確保</td> <td>100%</td> <td>10/13（暫定値）</td> <td>76% (B)</td> </tr> <tr> <td>目標③</td> <td>国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大</td> <td>毎年度</td> <td>75魚種49協定</td> <td>75魚種50協定</td> <td>-% (A)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：内水面漁業では漁獲統計の集計方法が変更になり、前年度との比較が不可能となったことから、実績値及び達成状況の対象外とした。18年度目標値の（ ）書きは、内水面漁業を除いた数値。</p> <p>注2：18年度については16年度に生じた台風などの自然災害や18年度に生じた低気圧による被害の影響が大きく、関係漁業生産量は1,809千トンとなり達成状況は低い水準となった。達成状況を単純に計算すると低くなるものの、これらの影響が残っているなどの外的要因を除いて評価することが困難なことからランク付けは行わず「-」評価とした。</p>			達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	主な栽培漁業対象魚種及び養殖漁業等の生産量の確保	平成18年度 2,016トン (1,944トン：注1)	2,016千トン (1,944千トン)	1,809千トン	-32.4% (-) 注2	目標②	資源回復計画の着実な実施	漁獲努力量削減実施計画の 早期策定 毎年度100%確保	100%	10/13（暫定値）	76% (B)	目標③	国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大	毎年度	75魚種49協定	75魚種50協定	-% (A)
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																				
目標①	主な栽培漁業対象魚種及び養殖漁業等の生産量の確保	平成18年度 2,016トン (1,944トン：注1)	2,016千トン (1,944千トン)	1,809千トン	-32.4% (-) 注2																				
目標②	資源回復計画の着実な実施	漁獲努力量削減実施計画の 早期策定 毎年度100%確保	100%	10/13（暫定値）	76% (B)																				
目標③	国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大	毎年度	75魚種49協定	75魚種50協定	-% (A)																				
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、養殖業における飼料コストの削減や未利用海域での養殖技術の開発及び総合的な漁場生息環境の改善等を新たに実施するとともに、不振が続く河川等の漁場環境の改善や近年大きな漁場被害をもたらしている有害生物対策を引き続き実施するために必要な経費を概算要求した。</p> <p>「低コスト飼料・効率的生産手法開発事業（新規）」【80(0)百万円】 「養殖クロマグロ安定供給推進事業（新規）」【246(0)百万円】 「資源回復計画等の作成及び普及の推進事業費（新規）」【44(0)百万円】 「国際漁業関係操業秩序維持推進事業費（新規）」【90(0)百万円】 「健全な内水面生態系復元等推進事業費（継続）」【321(321)百万円】 「漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費（新規）」【348(0)百万円】 「有害生物被害防止総合対策事業費（継続）」【890(830)百万円】</p>																								

	<p>「湖沼の漁場改善技術開発事業費（継続）」【71(71)百万円】 「生育環境が厳しい条件下における増養殖技術開発事業費（継続）」【243(243)百万円】 「岩礁域における大規模磯焼け対策推進事業費（継続）」【50(33)百万円】 「強い水産業づくり交付金のうち資源管理目標（継続）」【8,982(8,762)百万円の内数】 ○定員要求 評価結果を踏まえ、外国漁船の取締り体制の強化のために必要な定員（2人）を要求した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>水産基本計画</p>	<p>平成14年3月26日</p>	<p>第1の1 水産物の安定供給の確保 第2の1の（1）水産物自給目標の意義 （2）水産物の自給目標の定め方 2の（2）我が国漁業の持続的生産目標 第3の（2）排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理 （3）排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理 （7）排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発 （9）国際協力の推進</p>

施策名	水産業の健全な発展（Ⅶ－⑭）																																				
<p>施策の概要</p>	<p>国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていくため、以下の施策を推進する。</p> <p>① 新規就業者の確保 就業者が減少傾向を示している現状に歯止めをかける観点から、新規就業者の確保を図る。</p> <p>② 漁業経営改善計画の認定者数の確保 将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る漁業経営体の育成を図る必要があることから、平成18年度までに、漁業経営改善制度による漁業経営改善計画の認定者数375経営体を目指す。</p> <p>③ 消費地と産地の価格差の縮減 漁業者は、再生産が可能となる魚価を望み、消費者は、新鮮でかつ安価な魚を望んでおり、この相反する課題に対応するため、中間コストを削減するなどにより、産地と消費地の価格差の縮減を図る。</p> <p>④ 汚水処理人口普及率の向上及び安全性が確保されていない漁村の面積の削減 条件不利地に立地する漁村の生活環境の改善を図るため、平成18年度までに汚水処理人口普及率を小都市並の40%とするとともに、高潮等の自然災害からの防災機能を高めるため、平成19年度までに安全性が確保されていない漁村の面積を5千haに削減することにより、漁業の生産基盤でもある漁村の振興を図る。</p>																																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>水産業の健全な発展にとっては、漁業の健全な発展と漁村の振興が重要であり、このうち、漁業の健全な発展に資するものとしては①効率的かつ安定的な漁業経営の育成や担い手の確保及び②適正な魚価の確保が、漁村の振興に資するものとしては生活環境等の確保が重要である。</p> <p>担い手確保については、平成16年度以降減少傾向にあるが、平成18年度から新たに立ち上げた事業等により1,242人の新規漁業就業者の確保につながった。しかしながら、就業対策は景気の変動等の影響を受けやすいことから効果が継続されるよう努める必要がある。特に、景気の動向等により新規漁業就業者数の確保に関する政策の効果が十分に発揮されていない点については、例えば学生、サラリーマンなど異業種からの参入を促進するための施策など、支援の対象ごとにニーズにあった就業支援策を講じるべきである。</p> <p>漁業経営改善計画の認定者数については、資源の悪化、魚価低迷、燃油価格の高騰と厳しい経営環境のもと、累計で234経営体にとどまり、達成状況はBランクであった。このため、経営環境を改善するための施策を講じ、計画策定数の増加を図る必要がある。</p> <p>消費地と産地の価格差の縮減については目標を達成したが、引き続き水産物流を担う産地市場の構造改革の取組を適正に進め、流通コストの削減を図る必要がある。</p> <p>漁村の生活環境の確保については、順調に目標を達成しており、今後とも引き続き事業の推進を図ることが重要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="389 1384 1453 1928"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度 目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>新規就業者数の確保</td> <td>毎年度1,500人</td> <td>1,500人</td> <td>1,242人</td> <td>83% (B)</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>漁業経営改善計画の認定者数の確保</td> <td>平成18年度 375経営体</td> <td>375経営体</td> <td>234経営体</td> <td>62.4% (B)</td> </tr> <tr> <td>目標③</td> <td>消費地と産地の価格差の縮減</td> <td>毎年度4.00倍以内を確保</td> <td>4.00倍</td> <td>4.00倍（暫定値）</td> <td>-% (A)</td> </tr> <tr> <td>目標④</td> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>平成18年度 40%</td> <td>40%</td> <td>41%（暫定値）</td> <td>102% (A)</td> </tr> <tr> <td>目標⑤</td> <td>津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減</td> <td>平成19年度 5千haに削減</td> <td>5.2千haに削減</td> <td>5.18千ha</td> <td>103% (A)</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況	目標①	新規就業者数の確保	毎年度1,500人	1,500人	1,242人	83% (B)	目標②	漁業経営改善計画の認定者数の確保	平成18年度 375経営体	375経営体	234経営体	62.4% (B)	目標③	消費地と産地の価格差の縮減	毎年度4.00倍以内を確保	4.00倍	4.00倍（暫定値）	-% (A)	目標④	汚水処理人口普及率	平成18年度 40%	40%	41%（暫定値）	102% (A)	目標⑤	津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減	平成19年度 5千haに削減	5.2千haに削減	5.18千ha	103% (A)
		達成目標	18年度 目標値	実績値	達成状況																																
目標①	新規就業者数の確保	毎年度1,500人	1,500人	1,242人	83% (B)																																
目標②	漁業経営改善計画の認定者数の確保	平成18年度 375経営体	375経営体	234経営体	62.4% (B)																																
目標③	消費地と産地の価格差の縮減	毎年度4.00倍以内を確保	4.00倍	4.00倍（暫定値）	-% (A)																																
目標④	汚水処理人口普及率	平成18年度 40%	40%	41%（暫定値）	102% (A)																																
目標⑤	津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減	平成19年度 5千haに削減	5.2千haに削減	5.18千ha	103% (A)																																
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>漁業経営基盤を強化し、政策目標達成に向け、水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組める環境を整備するため、漁業経営の収入の変動による漁業経営への影響を緩和し、漁業者の経営改善の取組を支える新たな経営安定対策を導入する。また、就業対策についても継続的に実施していくために必要な経費を概算要求した。</p> <p>「漁業経営安定対策事業費（新規）」【5,206(0)百万円】 「漁業債チャレンジ支援事業費（継続）」【555(555)百万円】</p>																																				

	「水産業振興型技術開発事業（継続）」【139(81)百万円】 「水産物流通構造改革事業（継続）」【491(491)百万円】 「国産水産物安定供給推進事業（継続）」【1,400(1,400)百万円】 「漁業集落環境整備事業（継続）」【5,724(4,473)百万円】 「漁村地域力向上事業（継続）」【103(75)百万円】 「高潮対策事業（継続）」【4,815(3,870)百万円】 「津波・高潮危機管理対策事業（継続）」【1,459(1,215)百万円】		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	社会資本整備重点計画	平成 15 年 10 月 10 日	汚水処理人口普及率 76%（H14 年度）→86%（H19 年度） 津波・高潮による災害から一定水準の安全性が確保されていない地域の面積 約 15 万 ha（H14 年度）→約 10 万 ha（H19 年度）
	水産基本計画	平成 14 年 3 月 26 日	第 1 の 2 水産業の健全な発展 第 3 の 2 （ 1 ） 効率的かつ安定的な漁業経営の育成 （ 3 ） 人材の育成及び確保 （ 5 ） 水産加工業及び水産流通業の健全な発展 （ 10 ） 漁村の総合的な振興

施策名	食料・農業・農村に関する国際協力の推進（Ⅷ－⑮）																																
<p>施策の概要</p>	<p>食料・農業・農村に関する国際協力の推進を通じて、世界の食料需給の安定に貢献するため、以下の4分野を目標として事業を実施する。</p> <p>① 飢餓・貧困の削減への貢献 途上国における農業の生産性・生産力の向上や農業所得、農村生活環境の向上等を目標として、食料・農業・農村に関する国際協力を推進する。</p> <p>② 地球環境保全への貢献 途上国における砂漠化の防止、持続的な水資源の保全・利用、地球環境保全型農業の推進等を目標として、食料・農業・農村に関する国際協力を推進する。</p> <p>③ 我が国の農業政策への理解の促進 EPA、WTO農業交渉等の国際農業交渉の円滑化等を目標として、食料・農業・農村に関する国際協力を推進する。</p> <p>④ 突発的・大規模な問題への適切な対応 自然災害、紛争等からの復興、越境性疾病の防疫等を目標として、食料・農業・農村に関する国際協力を推進する。</p>																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>上記①の目標に対し、途上国の状況や抱える課題を把握するための基礎的な情報収集、途上国の自立的発展のためのワークショップ等を通じた農民組織化や専門家等の人材育成を目的とした事業を、②の目標に対し、途上国に係る研究結果等の収集や地球規模の環境問題に対する効果的な援助方針の検討を目的とした事業を、③の目標に対し、「農業の多面的機能」、「品種保護制度」等の概念や我が国の農業政策に関する理解の促進を目的とした事業を、④の目標に対し、アジア地域における動植物検疫及び食品の安全性に関する能力向上等を目的としたワークショップ、研修等の事業を実施した。これらの事業に対して、相手国の関係者やワークショップ等の参加者等を対象にしたアンケート調査の結果は目標値100%に対し、約80%の達成度であった。</p> <p>今後、グローバル化の進展やWTO交渉及びEPA交渉の進展等から、ますます効率的で有効な取組を推進していく必要がある。</p> <p>その際、三つの重点分野（①我が国の食料安全保障の確保にも資する協力・交流、②WTO・EPA等の国際交渉における我が国のイニシアティブ発揮に資する協力、③我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応）の取組を検討していくことで、今後の達成度の向上を図っていく必要がある。</p> <p>また、食料・農業・農村に関する国際協力の取組をより効果的・効率的に進める観点から、相手国の関係者等に対するアンケート調査について、現在の内容では把握できない相手国のニーズや今後に向けた改善点などを把握できるように項目数や内容を工夫する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="411 1328 1445 1693"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>達成目標</th> <th>18年度目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標①</td> <td>飢餓・貧困の削減への貢献</td> <td>相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>80%（B）</td> </tr> <tr> <td>目標②</td> <td>地球環境保全への貢献</td> <td>相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）</td> <td>100%</td> <td>82%</td> <td>82%（B）</td> </tr> <tr> <td>目標③</td> <td>我が国の農業政策への理解の促進</td> <td>相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）</td> <td>100%</td> <td>81%</td> <td>81%（B）</td> </tr> <tr> <td>目標④</td> <td>突発的・大規模な問題への適切な対応</td> <td>相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）</td> <td>100%</td> <td>77%</td> <td>77%（B）</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況	目標①	飢餓・貧困の削減への貢献	相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）	100%	80%	80%（B）	目標②	地球環境保全への貢献	相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）	100%	82%	82%（B）	目標③	我が国の農業政策への理解の促進	相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）	100%	81%	81%（B）	目標④	突発的・大規模な問題への適切な対応	相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）	100%	77%	77%（B）
		達成目標	18年度目標値	実績値	達成状況																												
目標①	飢餓・貧困の削減への貢献	相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）	100%	80%	80%（B）																												
目標②	地球環境保全への貢献	相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）	100%	82%	82%（B）																												
目標③	我が国の農業政策への理解の促進	相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）	100%	81%	81%（B）																												
目標④	突発的・大規模な問題への適切な対応	相手国関係者等を対象にしたアンケート調査（各年度100%）	100%	77%	77%（B）																												
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、我が国の農林水産行政を推進する上で、農林水産省として自ら実施する意義の高いものとして取り組むこととした3つの重点分野（①我が国の食料安全保障の確保にも資する協力・交流、②WTO・EPA等の国際交渉における我が国のイニシアティブ発揮に資する協力、③我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応）を基に概算要求を行った。</p> <p>（平成20年度概算要求：23,482百万円の内数[19年度予算：8,679百万円の内数]）</p>																																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>																														
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年3月25日</p>	<p>第3の1（7）国際協力の推進</p>																														

施策名	農林水産物・食品の輸出の促進（Ⅷ－⑩）													
施策の概要	農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。世界的な日本食のブームやアジア諸国の所得水準の向上等を好機ととらえ、農林漁業者の経営発展等に寄与するため、海外での日本食・日本製品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出環境整備等を行い、農林水産物の輸出拡大を図る。達成目標として農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成18年は、輸出額の伸び率が13.0%と、おおむね良好な達成状況であったものの、平成17年同様、水産物輸出の伸長に支えられたところが大きい。今後はその他の農産物や食品についても、輸出の拡大が期待される品目を中心に、きめ細かな輸出支援を行うことによって、拡大傾向を加速化する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 685 1474 878"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 685 778 775"></th> <th data-bbox="778 685 1070 775">達成目標</th> <th data-bbox="1070 685 1166 775">25年度目標値</th> <th data-bbox="1166 685 1377 775">実績値</th> <th data-bbox="1377 685 1474 775">達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 775 491 878">目標①</td> <td data-bbox="491 775 778 878">農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする</td> <td data-bbox="778 775 1070 878">農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする</td> <td data-bbox="1070 775 1166 878">1兆円規模</td> <td data-bbox="1166 775 1377 878">3,739億円 (対前年比13.0%の増加)</td> <td data-bbox="1377 775 1474 878">概ね有効</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	25年度目標値	実績値	達成状況	目標①	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	1兆円規模	3,739億円 (対前年比13.0%の増加)	概ね有効
	達成目標	25年度目標値	実績値	達成状況										
目標①	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	1兆円規模	3,739億円 (対前年比13.0%の増加)	概ね有効									
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、水産物以外の農産物や食品についても輸出の拡大を加速化するため、平成19年5月に関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会で了承された「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿った支援策を展開することとし、これに必要な経費を前年度の0.5%増として概算要求した。</p> <p>「農林水産物等輸出促進対策事務費」【12(0)百万円】 「みなぎる輸出活力誘発事業」【86(64)百万円】 「農林水産物貿易円滑化推進事業」【110(215)百万円】 「農林水産物等海外販路創出・拡大事業」【747(610)百万円】 「活きた輸出情報ネットワーク構築事業」【61(51)百万円】 「日本食・日本食材等海外発信事業」【499(397)百万円】 「海外日本食優良店調査・支援事業」【231(276)百万円】 「海外農業情報調査分析・国際相互理解促進事業」【50(0)百万円】 「自由貿易協定情報調査分析検討事業」【10(0)百万円】 「農林水産物等輸出促進支援事業」【717(672)百万円】</p>													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）											
	第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。「おいしく、安全な日本産品」の輸出を2013年までに1兆円規模とすることを旨とするとともに、都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組みます。											
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(5)のウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進												

<p>施策名</p>	<p>物流管理効率化新技術確立事業</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>食品産業の競争力の強化を図るため、食品流通の効率化に資する技術として、民間団体を主体として、生鮮食品流通における検品、分荷、商品管理などの物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって大幅な労働省力化を実現するための作業体系を開発する。</p>																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成 18 年度事業により水産物分野において電子タグを活用した効率的な生鮮食品物流作業プロセスの実証実験を行い、物流作業コストの4分の1程度削減可能モデルを構築することができたため、成果目標の達成に向け、順調に進捗していると認められる。</p> <p>平成 19 年度においては、効率的な物流システム実用モデルの構築に向け、平成 17・18 年度の課題や問題点を検討しつつユビキタス・コンピューティング技術を活用した物流効率化の確立を支援する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>生鮮食品等流通の大宗を占める卸売市場において、実証実験を通じ、電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減する。単年度ごとの目標として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17 年度は、青果物の物流システムモデルの実証と課題の整理、 ・18 年度は、水産物等の物流システムモデルの実証と課題の整理、 ・19 年度は、17・18 年度の結果を踏まえ、卸売市場で活用できる実用モデルの開発を目指す。 <p><目標設定の考え方></p> <p>食料の安定供給を確保するためには食品産業の競争力の強化を図ることが必要であることから、食品流通の効率化を推進する技術として、本事業により、卸売市場における検品等の物流作業の省力化を実現するための作業体系の開発に取り組み、その成果目標として作業時間の短縮化による物流作業コスト削減を設定した。目標値については、卸売関係者からのヒアリングと経済産業省がアパレルなど他品目における物流作業について実施した実証実験結果データを基に試算し、学識経験者の意見を聞いて策定した。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>労働集約的な物流作業について、ユビキタス・コンピューティング技術の活用、具体的には生鮮食品流通における検品、分荷、商品管理などの物流プロセスに電子タグを導入した効率的物流モデルを開発・普及することにより、労働作業時間の短縮を図り、食品流通の効率化を実現する。</p> <p><目標期間></p> <p>達成年次 19 年度</p> <p><把握された効果></p> <p>平成 18 年度事業により水産物分野において電子タグを活用した効率的な生鮮食品物流作業プロセスの実証実験を行った結果、特に卸売業者における検品作業や商品の場所把握等において大幅な作業時間の削減効果が得られ、物流作業コストの4分の1程度削減可能なモデルを構築することができた。</p> <p>しかし、氷点下での稼働が保証された機器が必要であること、産地での電子タグ貼付作業が負担となること等の課題も明らかになった。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 実証実験から得られた電子タグ導入による作業時間の変化</p> <table border="1" data-bbox="344 1525 1310 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状の 所要時間 (分) A</th> <th>実験での 所要時間 (分) B</th> <th>B/A (%)</th> <th>効率化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者</td> <td>41</td> <td>26</td> <td>63</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者</td> <td>61</td> <td>48</td> <td>79</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>卸売市場合計</td> <td>102</td> <td>74</td> <td>73</td> <td>27%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・実験実施市場：東京都中央卸売市場築地市場 ・実験対象品目：さわら、明太子等</p>				現状の 所要時間 (分) A	実験での 所要時間 (分) B	B/A (%)	効率化	卸売業者	41	26	63	37%	仲卸業者	61	48	79	21%	卸売市場合計	102	74	73	27%
	現状の 所要時間 (分) A	実験での 所要時間 (分) B	B/A (%)	効率化																			
卸売業者	41	26	63	37%																			
仲卸業者	61	48	79	21%																			
卸売市場合計	102	74	73	27%																			
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成 19 年度には平成 17・18 年度における課題等を整理し、卸売市場で活用できる電子タグの実用モデルの開発を行い、物流の効率化を支援した。</p>																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>																				
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成 17 年 3 月 25 日</p>	<p>第 3 の 1 の (5) 食品産業の競争力の強化に向けた取組</p>																				

--	--	--	--

施策名	商物分離直接流通成果重視事業								
施策の概要	食品産業の競争力を強化するため、卸売市場における電子商取引の導入による生産者から小売業者等へのダイレクト物流（商物分離直接流通）の仕組みを開発し、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果を実証することにより、電子商取引の導入を促進し、もって卸売市場流通のコスト削減を図る。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>電子商取引の導入市場割合については順調に増加しているものの、モデル地区における電子商取引品目については、実証実験のため取扱数量が少なく、まだ目標とする取扱数量割合に達していない。また従業員1人当たり取扱数量及び金額の伸びにつながる効果が発現されていないことから、スケールメリットによる更なる経費削減及び取引業務の効率化について2年目に向けてより一層の努力が必要であると考えられる。今後は、仲卸業者等への利用促進、取扱品目の拡大も含めた取扱数量の増加及び他のシステムとの連携等に取り組むこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>1 平成22年度までに、電子商取引を導入する中央卸売市場の数の割合を全中央卸売市場の40～50%に高める。なお、事業実施期間における各年度の目標は次のとおりとする。 平成18年度3% 平成19年度10% 平成20年度20%</p> <p>2 事業開始後2年以内に、モデル地区において、電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合を10～25%に高める。</p> <p>3 毎年度の中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額について、対前年比の伸び率を、過去5年間の平均伸び率以上に高める。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>1 商物分離電子商取引の導入に当たっては、多数の市場関係業者における合意形成が難しいことから、中央卸売市場の約半分程度の導入を目指す。食肉市場の同取引が困難な状況を考慮して、全中央卸売市場の40～50%の導入を目標として設定した。</p> <p>2 電子商取引が法令上可能である品目について、仮にその品目の全量を電子商取引化できれば、全生鮮食料品等取扱量のうち10～25%を占めることになるため、これを目標として設定した。</p> <p>3 本事業は、卸売市場における取引業務、物流業務等の効率化や集荷・販売力の強化を目的とすることから、成果目標として、中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額が過去5年間の平均伸び率以上となることを目指す。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>本事業の導入により、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果が得られ、その波及効果として、モデル地区における電子商取引の取扱量の割合の増加が見込まれる。</p> <p>また、モデル地区の成果の普及・啓発により、他市場でも電子商取引が導入されることを通じて、市場全体での取扱数量及び取扱金額の増加とともに、卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額についても増加が見込まれる。</p> <p><目標期間></p> <p>達成年次 22年度</p> <p><把握された効果></p> <p>1 事業実施初年度の平成18年度においては、全中央卸売市場数84市場のうち電子商取引を導入した市場の数は、モデル地区では3市場（札幌市中央卸売市場青果部、仙台市中央卸売市場本場水産物部、東京都中央卸売市場大田市場花き部）、本事業によらないのは1市場（札幌市中央卸売市場水産物部）の合計3市場であり、平成18年度の目標3%を達成した。</p> <p>2 平成18年度のモデル地区での事業開始後1年以内における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱数量（花きは取扱金額）の割合は、下記表のとおりであり、最終的に10～25%を目標としていることから、2年目に向けてより一層の努力が必要であると考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="371 1682 1369 2072"> <thead> <tr> <th>モデル地区実施主体（市場名）</th> <th>電子商取引を経由した割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌市場青果商物分離事業協議会 （札幌市中央卸売市場青果部）</td> <td>2.2%（取扱数量）</td> </tr> <tr> <td>東北地区水産物商物分離直接流通成果重視事業 導入協議会 （仙台市中央卸売市場本場水産物部）</td> <td>0.008%（取扱数量）</td> </tr> <tr> <td>花き商物分離直接流通協議会 （東京都中央卸売市場大田市場花き部）</td> <td>0.003%（取扱金額）</td> </tr> </tbody> </table>	モデル地区実施主体（市場名）	電子商取引を経由した割合	札幌市場青果商物分離事業協議会 （札幌市中央卸売市場青果部）	2.2%（取扱数量）	東北地区水産物商物分離直接流通成果重視事業 導入協議会 （仙台市中央卸売市場本場水産物部）	0.008%（取扱数量）	花き商物分離直接流通協議会 （東京都中央卸売市場大田市場花き部）	0.003%（取扱金額）
モデル地区実施主体（市場名）	電子商取引を経由した割合								
札幌市場青果商物分離事業協議会 （札幌市中央卸売市場青果部）	2.2%（取扱数量）								
東北地区水産物商物分離直接流通成果重視事業 導入協議会 （仙台市中央卸売市場本場水産物部）	0.008%（取扱数量）								
花き商物分離直接流通協議会 （東京都中央卸売市場大田市場花き部）	0.003%（取扱金額）								

- 3 全中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額については、卸売業者による経営の合理化の推進等から従業員数の大幅な減少（△3.7%）がみられたものの、生鮮食料品等の消費の低迷等から取扱数量合計、金額合計（物価補正後）とも前年度に比べ減少（両方とも△4.0%）した結果、従業員1人当たりの取扱数量及び金額は前年度並（取扱数量△0.1%、金額△0.3%）となり、過去5年間の平均伸び率（取扱数量0.4%、金額0.2%）を下回った。

注：卸売市場の取扱金額については、消費者物価指数により物価の影響を除いた数値に補正している。

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
従業員1人当たり取扱数量（花きを除く）の対前年比伸び率	2.4%	1.0%	0.1%	△0.3%	△1.2%	△0.1%
平均値	0.4%					-
従業員1人当たり取扱金額の対前年比伸び率	△0.6%	2.9%	△0.7%	0.2%	△0.7%	△0.3%
平均値	0.2%					-

政策評価の結果の政策への反映状況

モデル地区における取扱数量割合が目標に達しておらず、また卸売業者従業員1人当たり取扱数量及び取扱金額の伸びにつながる効果が発現されていないという評価結果を踏まえ、平成20年度は仲卸業者等への利用促進、取扱品目の拡大も含めた取扱数量の増加及び他のシステムとの連携等に取り組むこととした。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
食料・農業・農村基本計画	平成17年 3月25日	第3の1の（5）食品産業の競争力の強化に向けた取組

施策名	生産資材コスト低減成果重視事業		
施策の概要	国産農畜産物の競争力の強化を図る観点から、我が国の代表的な品目である米の概要生産資材費の一層の低減を図るため、モデル地区において、肥料、農薬の低投入化や農業機械の稼働面積の拡大に資する新技術の導入、組合せを核とした生産資材の合理的利用体系の確立を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>一部地域において事業開始時期が栽培期間より遅れたことにより、18年度の実施結果を踏まえ、取組面積の拡大や新技術の実証に取り組むことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標> 3年間の事業が終了する平成20年度までに、モデル地区において、10a当たり3資材(肥料、農薬、農業機械)費を15%低減させる。 上記目標を達成するために18年度の単年度目標として10a当たり3資材(肥料、農薬、農業機械)費を5%低減させる。</p> <p><目標設定の考え方> 我が国農業の代表的な品目である米について、生産資材費の低減を目標とし、 ① 3資材費の低減に資する新技術等の平均的な低減効果、 ② モデル地区ごとに取組内容が異なることから、モデル地区における新技術導入等の平均的な取組割合、 ③ 肥料、農薬、農業機械のそれぞれの資材費が3資材費全体に占める割合を勘案して、モデル地区の10a当たり3資材費の低減の目標を15%と設定した。 また、3資材費を低減するための取組が一部他の経費に置き換わるものもあるため、目標達成を目指すに当たっては生産費全体の低減を前提とする。</p> <p><手段と目標の因果関係> 本事業の実施により、生産資材費の低減に資する新技術として、育苗箱全量施肥技術(注1)、高濃度少量散布技術(注2)、マルチステージ苗移植技術(注3)の導入や、これらの新技術と組み合わせ、肥料のバラ、フレコン(注4)による大量一括受入、超低コスト型栽培暦(注5)の策定・実践、集落単位の農業機械の効率利用体系の確立等に取り組むことにより、生産資材費を削減する。</p> <p>注1： 育苗箱への播種時にイネの生育に必要なすべての肥料成分を施用する技術。施肥量が約3割低減し、施肥回数最少化により労力も軽減する。 注2： 高濃度・少量施用でも薬効・安全性が確認された農薬を専用散布機で散布する技術。施薬量が約2割低減し、散布装置への入れ替え作業も軽減する。 注3： 直播・乳苗・稚苗等の生育ステージの異なる苗(マルチステージ苗)を組み合わせ、水稲の作期分散を図る。これによりコンバイン等の機械の稼働面積の拡大を実現し、機械の償却費が低減する。 注4： フレキシブルコンテナバッグ。肥料を入れて流通させる1トン単位等のバッグ。 注5： 防除効果を維持しつつ、低廉な農薬を組み合わせ、かつ、使用する農薬の種類を統一した防除暦。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準> 18年度の目標低減率と、モデル地区における18年度の3資材費低減率の平均値を比較し、数値が5%以上で「有効」、4%以上で「概ね有効」、4%未満で「有効性の向上が必要」とする。</p> <p><目標期間> 基準年次 17年度 達成年次 20年度</p> <p><把握された効果> 18年度においてモデル地区(5ヵ所)での平均3資材費低減率が9%となり、生産コスト全体としても7%低減が認められたことから、有効と認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続きモデル地区における10a当たり米生産費の3資材(肥料、農薬、農業機械)費を15%低減させるように、20年度は取組面積の拡大や新技術の実証を行うこととした。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成17年 3月25日	第3の2の(6)のウ 農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化

<p>施策名</p>	<p>高生産性地域輪作システム構築事業</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国産農畜産物の競争力の強化を図る観点から、北海道の畑作や各地域の水田作等において、農業経営の規模拡大と生産性の向上を両立する輪作体系の確立を目指す。このため、国から試験研究独立行政法人への委託により、以下の技術開発等を実施する。</p> <p>(1) ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術（北海道畑輪作） 畦から土塊・礫を取り除くことにより、ばれいしょの高品質化、収量向上及び収穫作業の効率化を可能にするソイルコンディショニング技術の開発</p> <p>(2) ディスク駆動式汎用播種機等による不耕起栽培技術（水田輪作：稲・麦・大豆） 一台で稲、麦、大豆の播種が可能なディスク駆動式汎用播種機による不耕起栽培技術（耕起、代かき（水稻）、畝立て（大豆）を省略する栽培技術で、労働時間を大幅に削減でき、降雨後でも効率的に播種できるため、適期の播種が可能）の開発 また、開発された成果を現場に導入するため、農協等への補助により、推進協議会の開催、実証ほの設置、新技術等の普及啓発・研修等を実施する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本事業は、事業の達成目標を実現できる技術が開発され、事業全体としては、成果目標の達成に向けて順調に進捗していると判断される。</p> <p>開発・改良された技術については、生産者に広く普及し活用することにより、技術導入面積が拡大することが望まれることから、輪作体系全体でのコスト低減効果を実証するべく、引き続き、本事業の実証・普及を実施する必要がある。</p> <p>また、本事業の実施に当たっては、技術開発で得られた成果は効果的に現地実証に継承するよう、引き続き、技術開発と現地実証の連携を密にすることが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>3年間の事業が終了する平成19年度までに、以下の経営指標を実現できる技術体系を開発する。</p> <p>(1) ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術</p> <p>① 労働時間：慣行技術体系の40%減</p> <p>② 生産費：慣行技術体系の10%減</p> <p>(2) ディスク駆動式汎用播種機等による不耕起栽培技術（稲・麦・大豆）</p> <p>① 労働時間：慣行技術体系の30%減</p> <p>② 生産費：慣行技術体系の15%減</p> <p>上記目標を達成するための平成18年度の単年度目標は以下のとおり。</p> <p>(1) ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術</p> <p>① 国産のセパレーター（畦から土塊や石れきを取り除く農業機械）の製作・改良及び現地実証の実施</p> <p>② 試験ほ場による経営評価</p> <p>(2) ディスク駆動式汎用播種機等による不耕起栽培技術</p> <p>① 不耕起栽培法における除草法や追肥法の改良</p> <p>② 試験ほ場による経営評価</p> <p>③ 不耕起栽培適地の条件解明</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>「農林水産研究基本計画」（平成17年3月農林水産技術会議決定）における、地域条件を活用した高生産性水田・畑輪作システムの確立による労働時間の低減の期別達成目標（水田輪作の労働時間を3割減、畑輪作の労働時間を4割減等）を目標とした。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>(1) 北海道畑輪作体系については、ばれいしょ生産（生食・加工用）にソイルコンディショニング栽培技術を導入することにより、</p> <p>① 作業が効率化され、ばれいしょの収穫作業と麦の播種作業の時期の重複を解消でき、規模拡大が可能となる。</p> <p>② 播種前に畦から碎土と土塊・礫を取り除くことで、収穫時の品質劣化を防ぎ、規格歩留まりの向上が可能となる。</p> <p>(2) 水田輪作体系については、稲・麦・大豆の栽培体系に1台で3作目の播種ができる不耕起播種機を基軸とした栽培技術を導入することにより労働時間の削減、作期競合の緩和を実現する。加えて、大豆の適期播種による苗立ち本数の確保により、増収を通じた生産費の削減を実現する。</p> <p><目標期間></p> <p>基準年次 15年度 達成年次 19年度</p> <p><把握された効果></p> <p>ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術については、収穫物と土塊・礫の選別作業を大幅に軽減し、収穫作業に係る労働時間が半減できるセパレーターを開発した。また、試験場での現地実証に基づく経営評価では、労働時間及び生産費の低減が確認された。</p> <p>不耕起栽培技術については、大豆・麦類の適期播種や、水稻の不耕起乾田直播が可能となる汎用播種機等を活用し、除草法や追肥法の開発・改良等を実現した。試験場での現地実証に基づく経営</p>

	<p>評価では、大豆・麦類の増収、水稻に係る労働時間の低減が確認された。また、不耕起栽培適地の判別について、大豆の植生から、下層土の性状の推定が可能なことを明らかにした。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、輪作体系全体でのコスト低減効果を実証するべく、技術開発と現地実証の連携を密にしつつ、引き続き本事業の実証・普及を実施することとした。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年 3月25日</p>	<p>第1の1の(2)多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応、第2の4の(2)生産努力目標</p>

施策名	低コスト植物工場成果重視事業														
施策の概要	<p>野菜については、近年輸入が増加傾向にあることから、国内生産体制について、実需者の多様なニーズに応じた効率的・安定的な生産体制を確立することが必要である。このためモデル地区において、超低コスト耐候性ハウス（注1）、自律分散協調型環境制御（注2）といった革新的技術を導入し、これらを総合的に活用することで、低コスト植物工場技術の実証・確立を図る。また、この技術を効果的に普及させるため、民間団体への補助により、推進委員会の開催、全国的な動向調査、新技術の普及啓発等を実施する。</p> <p>注1： パイプ斜杭基礎、屋根ユニット工法、新被覆資材等新技術の組み合わせにより、ハウス本体の建設コストを低減したハウス</p> <p>注2： 従来、センサーや環境制御装置の管理は、専用コンピューターにより中央管理する体系であったが、専用コンピューターは高額であった。自律分散協調型環境制御とは、専用コンピューターを置かず、個別のセンサーや環境制御装置ごとにコンピューターを内蔵させ、装置間の連携により制御を行う体系をいう。</p>														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本事業は、成果目標の達成に必要な施設整備が18年度内に完了できなかったことから、19年度に施設整備が完了した後、速やかに栽培試験を行い、コスト低減効果を実証していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>3年間の事業が終了する平成20年度までに、以下の目標を達成する。</p> <p>① 事業実施地区における収穫量1kg当たり農業経営費の20%低減</p> <p>② 低コスト植物工場の設置コストを10a当たり2,000万円まで低減</p> <p>上記目標を達成するための平成18年度の単年度目標として、事業実施地区における収穫量1kg当たり農業経営費の5%低減を目指す。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>低コスト植物工場の導入により、野菜生産の周年化、単位面積当たり収量の大幅な増加等の技術の組み合わせを通じて、現段階で達成することが可能と考えられる収穫量1kg当たりの農業経営費の20%低減を目指す。</p> <p>また、低コスト植物工場の設置コストについては、新技術の導入に加え、初年度設置以降もハウスの工法及び仕様、内部装置類の必要能力等について事後検証を行うことを通じて事業最終年度において達成することが可能と考えられる2,000万円/10aを目指す。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>施設園芸においては、施設の設置・運営コストの高さや、台風等の災害による施設被害が大きな課題となっている。これを解決するため、本事業の実施により、ハウス本体の建設コストを低減した超低コスト耐候性ハウスや、個別のセンサーや環境制御装置ごとにコンピューターを内蔵させ、装置間の連携により制御を行う自律分散協調型環境制御などの革新的な技術の導入・普及を図り、コストの低減と計画的・安定的な野菜生産を実現する。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <table border="1" data-bbox="347 1368 1267 1518"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>達成度合</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>90%以上</td> <td>概ね有効</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50%以上90%未満</td> <td>有効性の向上が必要</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>50%未満</td> <td>有効性に問題あり</td> </tr> </tbody> </table> <p><目標期間></p> <p>基準年次－年度 達成年次 20年度</p>			ランク	達成度合	評価	A	90%以上	概ね有効	B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要	C	50%未満	有効性に問題あり
ランク	達成度合	評価													
A	90%以上	概ね有効													
B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要													
C	50%未満	有効性に問題あり													
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、施設整備完了後速やかに栽培試験を行い、コスト低減効果を実証することとした。</p>														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料・農業・農村基本計画</td> <td>平成17年 3月25日</td> <td>第1の1の(2)多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応、第2の4の(2)生産努力目標、第3の2の(5)のイ農業と食品産業との連携の促進、2の(6)のウ農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	食料・農業・農村基本計画	平成17年 3月25日	第1の1の(2)多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応、第2の4の(2)生産努力目標、第3の2の(5)のイ農業と食品産業との連携の促進、2の(6)のウ農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化								
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）													
食料・農業・農村基本計画	平成17年 3月25日	第1の1の(2)多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応、第2の4の(2)生産努力目標、第3の2の(5)のイ農業と食品産業との連携の促進、2の(6)のウ農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化													

施策名	I T 活用型営農成果重視事業		
施策の概要	我が国農業生産全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換するため、センサー技術を用いて得られた生育情報や土壌に関する測定情報を利用して、一区画単位での精密かつ効率的な管理が実現できる農業技術を導入すること等により、経営の効率化を図りつつ、大幅な環境負荷軽減を実現する「I T 活用型営農」を構築する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成 18 年度は本事業の実施初年度であり、ほ場情報等の収集・処理・利用に関する一連のシステム構築、市販機・ソフトウェアの改造を実施してほ場での実証の準備を進めたところであり、肥料成分流出量及び化学合成農薬使用量の低減への具体的な実証に至っていない。</p> <p>今後は、肥料成分流出量及び化学合成農薬使用量の 5 割低減の目標を達成するため、ほ場での本格的な I T 活用型営農の構築のための取組を進め、具体的な環境負荷低減効果を得ていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>3 年間の事業が終了する平成 20 年度までに、肥料成分流出量の 5 割低減及び化学合成農薬使用量の 5 割低減を実現でき、かつ普及可能な I T 活用型営農を構築する。</p> <p>上記目標を達成するための平成 18 年度の単年度目標は以下のとおり。</p> <p>① ほ場情報等の収集・処理・利用に関する一連のシステム構築</p> <p>② 市販機・ソフトウェアの改造</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>環境保全に貢献する営みの指標として肥料成分流出量と化学合成農薬使用量について、現在の技術開発の状況から、5 割程度の水準まで低減を行うこと目標として設定した。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>本事業によって、</p> <p>① ほ場内の肥料成分や作物の生育状態のばらつきを数値情報として把握することにより、必要な時期に必要な量の施肥を行うこと</p> <p>② ほ場近辺の天候の推移や病害虫の発生予測情報などにに基づき、防除の要否を判断し必要な時期に防除を行うこと</p> <p>を可能にする I T 活用型営農を確立し、肥料成分流出量及び化学合成農薬使用量を低減する。</p> <p><目標期間></p> <p>基準年次— 年度 達成年次 20 年度</p> <p><把握された効果></p> <p>平成 18 年度においては、事業実施に当たって策定した営農計画に基づき、環境負荷低減に結びつく精密農業技術を慣行の営農体系に組み入れた営農を実施し、ほ場情報等の収集・処理・利用に関する一連のシステムの構築、市販機・ソフトウェアの改造を行い、単年度の目標を達成した。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、肥料成分流出量及び化学合成農薬使用量の 5 割低減の目標を達成するため、ほ場での本格的な I T 活用型営農の構築のための取組を進めることとした。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年 3 月 25 日	第 1 の 2 の（4）環境保全を重視した施策の展開

施策名	バイオマス生活創造構想事業
施策の概要	<p>バイオマス・ニッポン総合戦略（平成14年12月閣議決定、平成18年3月改定）に基づき、国内に計画的にバイオマスプラスチック（注）を浸透させ、生活を取り巻く様々な製品への利用を図ることを目的として、</p> <p>① バイオマスプラスチックの製造コストの低減に向けた技術開発 ② 技術開発、需要喚起の進捗状況を踏まえたバイオマスプラスチックの技術実証施設整備 ③ 全国レベルでのバイオマスプラスチックの普及 ④ 地方レベルでのバイオマスプラスチックの普及を実施する。</p> <p>注： バイオマスプラスチックとは、とうもろこしや木くずなどのバイオマスからできたプラスチックをいい、代表的なものにポリ乳酸、でん粉樹脂などがある。</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本事業全体としては、成果目標を概ね達成したと認められる。 生産効率については、今後、実証プラントを用いた技術開発を引き続き行い、バイオマス・ニッポン総合戦略において平成22年度の目標として掲げられた生産コスト200円/kgの実現に向けて、企業自らがコスト改善努力を継続することが必要である。 また、認知度については、女性の認知度改善が課題であるが、本事業で全国レベルの普及策として検討・考案されたバイオマスマークの本格運用が平成18年8月から民間主体により始まっており、これにより女性への認知度改善に寄与することを目指す。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標> (1) 事業実施前（平成15年度）のバイオマスプラスチックの生産効率を基準（=1.0）とし、事業が終了する平成18年度には生産効率を1.3に向上させる。 (2) 平成18年度までに、バイオマスプラスチックの認知度を50%に向上させる。</p> <p><目標設定の考え方> (1) 事業実施前（平成15年度末）のバイオマスプラスチック価格が約500円/kgと推定される中で、バイオマス・ニッポン総合戦略において、平成22年度までに200円/kgとすることを目標としている。この目標を達成するためには、生産コストは毎年50円/kg程度低減する必要があるが、平成18年度は350円/kgとなる。これを生産効率（注）で表した場合、生産効率向上の達成目標値は対前年比1.1と試算されるので、これを目標値としている。 （注）：生産効率（対前年比） $= \text{前年度のバイオマスプラスチック価格} \div \text{当該年度のバイオマスプラスチック価格}$ (2) 事業実施前（平成15年度末）の認知度が17%であったことから、事業期間中の目標として毎年10%程度の認知度の向上により、18年度には50%に達するので、これを目標値としている。</p> <p><手段と目標の因果関係> ・ バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発、これらの技術に基づく製造実証施設整備を通じて安価に供給できる体制を確立することにより、石油由来のプラスチックと比べて高いバイオマスプラスチックの価格を低下させること、 ・ バイオマスプラスチックの価値を国民に広く認知してもらうための取組として全国レベル、地域レベルの普及啓発を行うこと 等を通じてバイオマスプラスチックの生産効率及び認知度の向上を図る。</p> <p><目標期間> 基準年次15年度 達成年次19年度</p> <p><把握された効果> ① ポリ乳酸製造全体の製造エネルギー削減効果は、下表に示すとおり従来の製法と比べて41%削減していることから、18年度の生産効率向上の目標（30%削減）を達成した。</p>																											
	<p>表 技術開発の進捗状況（バイオマスプラスチック（ポリ乳酸）の製造エネルギー削減効果）</p> <table border="1" data-bbox="338 1697 1267 1951"> <thead> <tr> <th>研究開発グループ</th> <th>糖化</th> <th>発酵</th> <th>精製</th> <th>重合</th> <th>原料からポリ乳酸製造までの製造エネルギー削減効果（計）</th> <th>備考 （実施主体、プラントの所在地）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>5</td> <td>35</td> <td>㈱武蔵野化学研究所、茨城県北茨城市</td> </tr> <tr> <td>山形</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>25</td> <td>—</td> <td>31</td> <td>㈱シー・シー・ワイ、山形県米沢市</td> </tr> <tr> <td>事業全体の進捗状況</td> <td>① 5</td> <td>② 1</td> <td>③ 30</td> <td>④ 5</td> <td>①+…+④ 41</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「石油などからではなく植物などから環境に優しいプラスチックができること」についての認知（バイオマスプラスチックについての認知）は、「知っている」とした人は31%となった。これは、事業目標である認知度50%には満たないものの、「聞いたことがあるような気がする」とした人が41%となり、合わせて7割以上の人がある程度の認識があることを踏まえると、目標を概ね達成できたと考えられる。 なお、言葉そのものの認知は、「バイオマスプラスチック」、「植物からできたプラスチック」</p>	研究開発グループ	糖化	発酵	精製	重合	原料からポリ乳酸製造までの製造エネルギー削減効果（計）	備考 （実施主体、プラントの所在地）	福岡	—	—	30	5	35	㈱武蔵野化学研究所、茨城県北茨城市	山形	5	1	25	—	31	㈱シー・シー・ワイ、山形県米沢市	事業全体の進捗状況	① 5	② 1	③ 30	④ 5	①+…+④ 41
研究開発グループ	糖化	発酵	精製	重合	原料からポリ乳酸製造までの製造エネルギー削減効果（計）	備考 （実施主体、プラントの所在地）																						
福岡	—	—	30	5	35	㈱武蔵野化学研究所、茨城県北茨城市																						
山形	5	1	25	—	31	㈱シー・シー・ワイ、山形県米沢市																						
事業全体の進捗状況	① 5	② 1	③ 30	④ 5	①+…+④ 41																							

	<p>とも、年次を追って高まっており、バイオマスプラスチックに関する認知が根付きつつあることを裏付ける結果となった。</p> <p>また、バイオマスプラスチックの認知度を男女別に比較すると、女性の割合が低くなっている。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、生産効率については、バイオマス・ニッポン総合戦略において平成 22 年度の目標として掲げられた生産コスト 200 円/kg の実現に向け、企業自ら行うコスト改善への取組に対し情報提供を行った。</p> <p>また、認知度については、バイオマスマークの本格運用により、バイオマスプラスチックに対する女性の認知度改善を図った。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>バイオマス・ニッポン総合戦略</p>	<p>平成 18 年 4 月 1 日</p>	<p>2 の（3）「バイオマス・ニッポン」実現に向けた具体的目標</p>

施策名	総合食料局情報管理システムの最適化実施		
施策の概要	<p>主要食糧の需給及び価格の安定確保、食の安全・安心への対応、不測の事態が生概要じた際の主要食糧の安定供給確保等に向け、情報の集積及び機動的な提供並びに予算効率の高い業務運営の実施を目指す。このため、旧式（レガシー）・分散型システムの見直し及びオープンシステムへの移行等、「総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムの最適化計画」に基づき、新たなシステム開発を平成 17 年度から 19 年度の 3 ヶ年で実施する。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>3 ヶ年のシステム開発のうち、平成 18 年度においては、食糧業務及び経理業務のシステムの基本設計及びプログラミングが完了した。当該事業については、平成 20 年 4 月から本格運用を開始することとしており、計画の進捗状況を引き続き検証していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>①-1 ・ 全国の備蓄米に係る在庫・販売等の最新情報の把握に要する時間を、現行の約 10 日間から 48 時間以内に短縮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故品を確認した際の当該品の市場からの隔離（販売・移動を凍結）等の措置に要する時間を、現行の 1 日からリアルタイムに短縮する。 <p>①-2 民間事業者からの買受申込等の事務手続の電子化率を 50%にする。</p> <p>② J A 等による地域レベルでの情報提供の実施率を前年より増加させるとともに、その伝達頻度も増加させる。</p> <p>③ ・ システムの維持管理に要する行政経費を、現行レガシーシステムより約 5.3 億円／年削減する。</p> <p style="padding-left: 20px;">（平成 15 年度実績：15.5 億円／年⇒平成 20 年度以後：約 10.2 億円／年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理時間を年間延べ約 5.3 万時間分短縮する。 <p>上記の目標を達成するために平成 18 年度の単年度目標として、食糧業務及び経理業務のシステムの基本設計及びプログラミングを行う。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>①-1 平成 15 年度に行った旧式（レガシー）・分散型システムの刷新可能性調査における新システム（オープン・集中型）概要に基づき、新システムの移行により短縮が可能となる作業時間を目標として設定した。</p> <p>①-2 平成 16 年 8 月に行った、輸入麦（食用）買受申込業者の電子化設備設置率（47%程度）を参考として、これと同程度となるよう、民間事業者からの買受申込等の事務手続の電子化率 50%を目標として設定した。</p> <p>② 各地域で関係者のニーズに応じて機動的に情報提供できる体制を整備することにより、需要に応じた米づくりの推進を支援していくことが可能となるので、J A 等による地域レベルでの情報提供の実施率及び伝達頻度の増加を目標として設定した。</p> <p>③ 平成 15 年度に行った、旧式（レガシー）・分散型システムの刷新可能性調査により算出された調査結果（刷新後の維持管理費）に基づいて設定した。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>①-1 本事業の実施により、最適化システムを開発・導入し、民間事業者とシステム連携することを通じて、政府所有米穀に係る全国の在庫数量や保管管理状況等の情報を共有でき、作業時間の短縮が可能となる。</p> <p>①-2 本事業の実施により、民間事業者とのシステム連携を実現することで、民間事業者からの輸入麦（食用）買受申込等の事務手続を電子化することが可能となる。</p> <p>② 政府所有米穀の販売動向及び在庫情報等を迅速に把握する体制を整備することにより、農業者、農業者団体、販売・流通業者等の関係者のニーズに応じた情報の提供が可能となる。</p> <p>③ システム・データの集中管理により、それらの維持管理に要する行政経費の削減、地方の各拠点に設置している情報機器（ミニコン等の専用端末）の廃止が可能となる。また、システムのオープン化により、ハードウェアとソフトウェアの分離調達に伴う調達経費も削減できる。</p> <p><目標期間></p> <p style="padding-left: 20px;">基準年次 15 年度 達成年次 20 年度</p> <p><把握された効果></p> <p>平成 17 年度から 19 年度の 3 ヶ年でシステムの最適化を実施する中で、平成 18 年度においては、食糧業務及び経理業務のシステムの基本設計及びプログラミングを行うことを目標としておりいづれも計画どおりに完了した。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、平成 20 年 4 月から本格運用することとし、その運用状況を検証することとした。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成 17 年 3 月 25 日</p>	<p>第 3 の 1 の（6）食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障</p>

の)

<p>施策名</p>	<p>国有林野情報管理システムの開発</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>国有林野事業について、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、多様化している国民の要請に適切に対応するため、平成 16 年度に策定した「国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、「改善分散型処理システム」と「森林情報システム」を統合し、事業実行結果の分析・評価や企画立案への活用による業務の高度化、電子申請への対応及びレガシーシステムの刷新によるシステム運用経費の削減など、効率的な管理経営の実現を図る。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>国庫債務負担行為の活用による効率的な予算執行により、システム設計・開発、データ移行等が当初の計画どおりに行われ、平成 18 年度末までに新システムの試行運用を開始することができた。平成 19 年 4 月からの運用においてシステム運用経費の削減及び電子申請の導入について効果を検証していくことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>平成 19 年度以降の目標として、</p> <p>① システムの維持管理に要する運用経費を従来のシステムより約 7.3 億円／年削減する（平成 19 年度、20 年度）。</p> <p>（16 年度実績：約 12.7 億円／年→ 19 年度以降：約 5.4 億円／年）</p> <p>② 国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る電子申請を全国で利用可能にし、電子申請受付件数割合を 30%にする（平成 19 年度）。</p> <p>上記目標を達成するための平成 17・18 年度の 2 年間の達成目標として、システムの設計・開発及び平成 18 年度末までの本システムの試行運用の開始を目指す。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>① 平成 16 年度に策定した「国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、各拠点（林野庁本庁・森林管理局・署等）ごとにシステムを持つ構成から一箇所の拠点への集中化によるサーバ・クライアント方式の採用、レガシーシステムのオープン化等により、年間約 7.3 億円（試算値）のシステム運用費削減が目標値として設定されていることから、これを目標とする。</p> <p>② 国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る申請の電子化による申請者の利便性の向上を目指すため、公的機関については、原則として電子申請によることを目標とする観点から、毎年度の公的機関からの申請割合が約 30%程度であることを踏まえ、初年度はこれをすべて電子化することを目標とする。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>① 各拠点（林野庁本庁・森林管理局・署等）ごとにシステムを持つ構成から一箇所の拠点への集中化によるサーバ・クライアント方式の採用、レガシーシステムのオープン化等を通じてシステムの運用経費の削減が可能となる。</p> <p>② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用し、国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る申請手続の電子化を実施することにより、国民の利便性の向上が可能となる。</p> <p><目標期間></p> <p>① 19～20 年度（2 年間）</p> <p>② 19 年度（1 年間）</p> <p><把握された効果></p> <p>「国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成 17～18 年度の 2 ヶ年計画どおりシステムの設計・開発等が進められた結果、平成 18 年度末に本システムの試行運用を開始した。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、システム運用経費の削減及び国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る電子申請の導入について効果を検証した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第 166 回国会施政方針演説</p>	<p>平成 19 年 1 月 26 日</p>	<p>（「健全で安心できる社会」の実現） 「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。</p>
	<p>森林・林業基本計画</p>	<p>平成 18 年 9 月 8 日</p>	<p>第 2 森林の有する多面的機能の發揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 森林の有する多面的機能の發揮に関する目標</p>

2 - (3) - ①

政策の名称	国営かんがい排水事業（直轄）＜8地区＞
政策評価の結果の概要	<p>評価に当たっては、関係団体の意向を聴取するとともに、必要性の観点として社会経済情勢の変化や地域農業の振興の方向性等に照らして当該事業の内容が妥当か、有効性の観点として費用対効果分析の基礎となる要因の変化や関連事業の進捗状況をふまえて当初想定した政策効果が引き続き見込まれるか、効率性の観点として事業コスト縮減の可能性は見込まれるか、などについて点検し、総合的に評価した。</p> <p>対象となる8地区について、評価を実施したところ、事業計画の変更を行う必要がある地区が2地区、引き続き現計画で事業を推進する地区が6地区となっている。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>国営かんがい排水事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2地区を計画変更する。 ・ 6地区を継続する。

(

2 - (3) - ②

政策の名称	<p>① 国有林直轄治山事業（直轄）＜2地区＞</p> <p>② 民有林直轄治山事業（直轄）＜1地区＞</p> <p>③ 水源林造成事業（緑資源機構事業）（機構）＜48地区＞</p>
政策評価の結果の概要	<p>評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等について、必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。</p> <p>対象となる51地区について評価を実施したところ、引き続き事業を推進することとされた地区が35地区、事業計画の変更を行う必要があるとされた地区が16地区となった。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>① 国有林直轄治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区を継続する。 ・ 1地区を計画変更する。 <p>② 民有林直轄治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1地区を継続する。 <p>③ 水源林造成事業（緑資源機構事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 33地区を継続する。 ・ 15地区を計画変更する。 <p>計51地区のうち、35地区を継続、16地区を計画変更する。</p>

2 - (3) - ③

政策の名称	<p>① かんがい排水事業（補助）＜12地区＞</p> <p>② 経営体育成基盤整備事業（補助）＜18地区＞</p> <p>③ 畑地帯総合整備事業（補助）＜23地区＞</p> <p>④ 農道整備事業（補助）＜17地区＞</p> <p>⑤ 農業集落排水事業（補助）＜2地区＞</p> <p>⑥ 農村総合整備事業（補助）＜1地区＞</p> <p>⑦ 農村振興総合整備事業（補助）＜4地区＞</p> <p>⑧ 中山間総合整備事業（補助）＜4地区＞</p> <p>⑨ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（補助）＜4地区＞</p> <p>⑩ 農地防災事業（補助）＜13地区＞</p> <p>⑪ 農地保全事業（補助）＜12地区＞</p> <p>⑫ 農村環境保全対策事業（補助）＜7地区＞</p> <p>⑬ 海岸保全施設整備事業（農地）（補助）＜13地区＞</p> <p>⑭ 海岸環境整備事業（農地）（補助）＜1地区＞</p>
政策評価の結果の概要	<p>評価においては、必要性、効率性、有効性、公平性等の観点から評価を行った。具体的には、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化や農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等について点検し、事業実施主体の主体性を尊重しつつ、事業実施の妥当性について、総合的な評価を行った。</p>

	対象となる 131 地区について評価を実施したところ、中止とした地区が 3 地区、休止とした地区が 1 地区、計画変更（手続中や予定を含む。）を行い継続とした地区が 13 地区、現計画に即し継続とした地区が 114 地区となった。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>① かんがい排水事業 12 地区を継続する。</p> <p>② 経営体育成基盤整備事業 ・ 6 地区を計画変更する。 ・ 12 地区を継続する。</p> <p>③ 畑地帯総合整備事業 ・ 1 地区を休止する。 ・ 4 地区を計画変更する。 ・ 18 地区を継続する。</p> <p>④ 農道整備事業 17 地区を継続する。</p> <p>⑤ 農業集落排水事業 ・ 1 地区を中止する。 ・ 1 地区を継続する。</p> <p>⑥ 農村総合整備事業 1 地区を継続する。</p> <p>⑦ 農村振興総合整備事業 ・ 1 地区を計画変更する。 ・ 3 地区を継続する。</p> <p>⑧ 中山間総合整備事業 4 地区を継続する。</p> <p>⑨ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 ・ 1 地区を中止する。 ・ 3 地区を継続する。</p> <p>⑩ 農地防災事業 ・ 1 地区を中止する。 ・ 1 地区を計画変更する。 ・ 11 地区を継続する。</p> <p>⑪ 農地保全事業 ・ 1 地区を計画変更する。 ・ 11 地区を継続する。</p> <p>⑫ 農村環境保全対策事業 7 地区を継続する。</p> <p>⑬ 海岸保全施設整備事業（農地） 13 地区を継続する。</p> <p>⑭ 海岸環境整備事業（農地） 1 地区を継続する。</p> <p>計 131 地区のうち、3 地区を中止、1 地区を休止、13 地区を計画変更、114 地区を継続する。</p>

2 - (3) - ④

政策の名称	民有林補助治山事業（補助）＜7 地区＞
政策評価の結果の概要	<p>評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等について、必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。</p> <p>対象となる 7 地区について評価を実施したところ、事業の必要性、効率性、有効性が認められ、すべて継続すべきとなった。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	7 地区を継続する。

2 - (3) - ⑤

政策の名称	① 漁業集落環境整備事業（補助）〈2地区〉 ② 海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）（補助）〈1地区〉 ③ 海岸保全施設整備事業（侵食対策事業）（補助）〈1地区〉 ④ 海岸環境整備事業（補助）〈2地区〉
政策評価の結果の概要	評価においては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。対象とした6地区について評価を実施したところ、計画の見直しを行うとした地区が1地区、継続して事業の執行を行うとした地区が5地区となった。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 漁業集落環境整備事業 ・ 1地区を計画変更する。 ・ 1地区を継続する。 ② 海岸保全施設整備事業（高潮対策事業） 1地区を継続する。 ③ 海岸保全施設整備事業（侵食対策事業） 1地区を継続する。 ④ 海岸環境整備事業 2地区を継続する。 計6地区のうち、1地区を計画変更、5地区を継続する。

2 - (4) - ①

政策の名称	① 国営かんがい排水事業（直轄）〈9地区〉 ② 畑地帯総合土地改良パイロット事業（直轄）〈1地区〉 ③ 国営農用地再編整備事業（直轄）〈9地区〉 ④ 国営総合農地防災事業（直轄）〈1地区〉 ⑤ 緑資源機構事業（機構）〈4地区〉
政策評価の結果の概要	評価に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容が妥当であったか、事業の実施により費用に見合った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうか等を点検し総合的に評価を実施した。対象となる24地区について評価を実施した結果、各地区とも事業内容は妥当であり、一定の効果の発現が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえた取組状況は、次のとおりである。 【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業・国営総合農地防災事業】 ・ 整備された施設の機能を継続的に発揮させていくため、関係機関や住民との連携を強化するとともに、定期的な点検や適期の整備補修などストックマネジメントによるライフサイクルコストの軽減を図るための取組を推進する。 【国営農用地再編整備事業・緑資源機構事業】 ・ 担い手の育成・確保、高収益作物の導入による地域農業の安定及び生産基盤の維持保全に向けた取組の推進とともに、農産物の付加価値の向上や都市と農村の交流等による農村地域の活性化に向け、関係機関の連携による支援に努める。 【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業・緑資源機構事業】 ・ 関連事業を進めている地域においては、関係機関との連携を図りつつ、整備促進に努める。 ・ 今後とも、事後評価結果を踏まえた多面的な機能の定量化に向けた検討や、より適切な事後評価手法の確立に向けた検討を進める。

2 - (4) - ②

政策の名称	漁港修築事業（直轄）〈4地区〉
政策評価の結果の概要	本評価においては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。評価の対象とした全ての事業地区において、想定した事業効果の発現が見受けられた。
政策評価の結果の政策への反映状況	今後とも、事業評価結果を踏まえた多面的な機能の定量化に向けた検討や、より適切な事後評価のあり方について検討を進める。

2 - (4) - ③

<p>政策の名称</p>	<p>① かんがい排水事業（補助） <15 地区> ② ほ場整備事業（補助） <19 地区> ③ 土地改良総合整備事業（補助） <10 地区> ④ 畑地帯総合整備事業（補助） <10 地区> ⑤ 畑地帯開発整備事業（補助） <5 地区> ⑥ 農道整備事業（補助） <14 地区> ⑦ 農業集落排水事業（補助） <17 地区> ⑧ 農村総合整備事業（補助） <13 地区> ⑨ 農村振興総合整備事業（補助） <10 地区> ⑩ 中山間総合整備事業（補助） <16 地区> ⑪ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（補助） <8 地区> ⑫ 農地防災事業（補助） <14 地区> ⑬ 農地保全事業（補助） <5 地区> ⑭ 農村環境保全対策事業（補助） <2 地区> ⑮ 海岸保全施設整備事業（農地）（補助） <3 地区> ⑯ 海岸環境整備事業（農地）（補助） <1 地区> ⑰ 草地畜産基盤整備事業（補助） <11 地区> ⑱ 畜産環境総合整備事業（補助） <8 地区></p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>評価に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容が妥当であったか、事業の実施により費用に見合った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうか等を点検し総合的に評価を実施した。 対象となる 181 地区について評価を実施した結果、各地区とも事業の内容がおおむね妥当であるとともに、事業目的に応じた効果の発現が認められた。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>—</p>

2 - (4) - ④

<p>政策の名称</p>	<p>① 国有林直轄治山事業（直轄） <1 地区> ② 民有林補助治山事業（補助） <8 地区> ③ 森林環境保全整備事業（補助） <40 地区> ④ 森林居住環境整備事業（補助） <14 地区></p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況等について、必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。 対象となる 63 地区について評価したところ、各地区とも事業の内容が妥当であり、事業効果の発現が認められた。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>森林の水源かん養機能を持続させていくため、施設の維持管理を行うとともに、森林の整備を適切に実施する。</p>

2 - (4) - ⑤

<p>政策の名称</p>	<p>① 地域水産物供給基盤整備事業（補助） <1 地区> ② 漁港修築事業（補助） <15 地区> ③ 漁港改修事業（補助） <3 地区> ④ 魚礁設置事業（補助） <2 地区> ⑤ 増殖場造成事業（補助） <1 地区> ⑥ 漁業集落環境整備事業（補助） <4 地区></p>
--------------	--

	⑦ 漁港漁村総合整備事業（補助） <2 地区> ⑧ 海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）（補助） <1 地区> ⑨ 海岸環境整備事業（補助） <1 地区>
政策評価の結果の概要	評価においては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。対象となる 30 地区について評価したところ、全ての地区において、想定した事業効果の発現が見受けられた。
政策評価の結果の政策への反映状況	—

2 - (5) - ①

政策の名称	プロジェクト研究 <5 課題>
政策評価の結果の概要	対象となった 5 課題のうち、課題「遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究」は「予想以上に進捗し高く評価できる」、課題「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」、「地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発」及び「安全で信頼性、機能性が高い食品・農産物供給のための評価・管理技術の開発」は「順調に進捗しており継続が妥当である」、課題「低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発」は「見直しが必要である」との評価結果となった。
政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 課題を継続する。 ・ 1 課題は見直しを行い、継続する。

(注) 研究課題ごとの評価結果は、次表のとおり。

No.	研究課題	評価結果
		総括評価基準： S 予想以上に進捗し、高く評価できる。 A 順調に進捗しており、継続することは妥当である。 B 見直しが必要である。 C 中止すべき。
1	低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発	[B]本プロジェクト研究については、研究目標の達成に向け、研究成果の評価・研究進捗状況を適確に把握しつつ、研究課題を重点化するとともに、現場で活用される研究成果を創出できる研究体制を構築するよう見直しを行うことが必要である。
2	粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発	[A]本プロジェクト研究については、イネゲノム研究など他の研究で得られた成果も活用しつつ、順調に進捗しており、継続することは妥当であると判断される。
3	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発	[A]本プロジェクト研究については、順調に進捗しており、継続することは妥当であると判断される。ただし、研究成果を論文として積極的に海外に発信する必要がある。また、国民の関心が高い重要な研究であり、国民にわかりやすく成果をアピールすることが期待される。
4	安全で信頼性、機能性が高い食品・農産物供給のための評価・管理技術の開発	[A]本プロジェクト研究については、順調に進捗しており、継続することは妥当であると判断される。なお、食品の機能性研究については、産業界での活用を前提として、関係行政部局と連携して研究を進めることが必要である。
5	遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究	[S]本プロジェクト研究については、遺伝子拡散防止等安全確保技術に関し顕著な実績をあげるなど予想以上に進捗しており、高く評価できる。

2 - (5) - ②

政策の名称	プロジェクト研究 <3 課題>
政策評価の結果	総括評価基準： S 予想以上の成果をあげた。

<p>の概要</p>	<p>A 概ね目的を達成した。 B 目的の達成がやや不十分であった。 C 目的の達成は不十分であった。</p> <p>3 課題について、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行った結果、課題「有用遺伝子活用のためのイネゲノム研究及びゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」は「S 予想以上の成果をあげた」、課題「牛海綿状脳症（BSE）及び人獣共通感染症の制圧のための技術開発」及び「農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発」は「A 概ね目的を達成した」。</p>
<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>高く評価された研究成果については、他の研究で活用するとともに、農業現場で活用される実用品種等の普及に向けた取組を行うこととする。</p>